

平成19年度

河川局関係予算概要

平成19年1月

国土交通省河川局

## 目 次

1. 平成19年度河川局関係予算の概要	1
2. 平成19年度河川局関係予算総括表	3
3. 河川行政の新たな展開	5
(1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消	5
(2) 流域一体となった水害・土砂災害対策の展開	7
(3) 既存施設の徹底的な機能確保	9
(4) 地域の防災力（自助・共助）の再生を支援するソフト体制の確立	12
(5) 広域的な危機管理体制の構築	15
(6) 流域内の徹底した連続性の確保	16
(7) その他の取り組み	19
4. 予算編成時における新規採択箇所等	20
5. 効率的・効果的な事業の実施	22
○公共事業の進め方の改革	22
○公共事業の調達方式の改革	22
○コスト構造改革への取り組み	23
○ダム事業に係る改革	24
○ダムの総点検による課題緊急解消対策	24
6. 政策評価及び個別公共事業の評価	25
7. 新たな行政課題に対する調査検討（行政部費）	27
8. 税制関係	28
9. 豪雨災害対策緊急アクションプランの実施状況	29
（参考資料）	
1. 災害に対して非常に脆弱な国土構造等	31
2. 平成18に発生した水害・土砂災害	37
3. 新潟県中越地震における復旧状況	44
4. 大規模降雨災害対策検討会による提言	45
5. ゼロメートル地帯の高潮対策検討会による提言	47
6. 地球規模の自然災害の変化に対応した災害軽減のあり方について	49
7. 森林の水源涵養機能について	50
8. 国土交通省政策評価基本計画に基づく政策目標毎の予算	51
9. 直轄・補助別事業費・国費総括表	53

## 1. 平成19年度河川局関係予算の概要

- 気候変動の影響等により、近年、集中豪雨、台風による被害が増加傾向にあり、平成18年7月豪雨においても甚大な被害が発生。今後、さらに豪雨災害等が増大する見込み。
- 限られた予算の中で、徹底した重点化により戦略的に水害・土砂災害対策等を展開するとともに、これまでの整備手法にとらわれることなく流域一体となった対策を実施。
- 既存施設を最大限活用できるよう、既存施設の機能を徹底的に維持・確保。

### 《予算の重点化》

- ・ 床上浸水・土石流被害等人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急軽減対策 1,948億円（1.14）
- ・ 流域一体となった水害・土砂災害対策 746億円（1.10）

## 1. 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

限られた投資余力の中で、水害・土砂災害対策を効率的・効果的に実施するため、まずは深刻度の高い被害だけは早急に解消することとし、厳選して対策を実施

- 床上浸水被害、土石流被害等の軽減対策を緊急的に実施
- 地震による崩壊の防止に係る急傾斜地崩壊対策事業の推進
- ゼロメートル地帯等における緊急津波・高潮対策の推進（海岸堤防の耐震対策事業の創設）

## 2. 流域一体となった水害・土砂災害対策の展開

集中豪雨の頻発等を踏まえ、これまでの整備手法にとらわれることなく、災害からの安全度を早期に向上させるため、流域一体となった対策を展開

- 市町村による輪中堤や二線堤等の洪水氾濫拡大防止施設の整備を助成する洪水氾濫域減災対策事業の創設
- 都市水害総合対策事業の実施（下水道と連携）
- 地域の防災拠点の保全（急傾斜地崩壊対策事業の拡充）

### 3. 既存施設の徹底的な機能確保

これまで整備されてきた施設の機能を最大限活用できるよう、既存施設等の徹底的な機能の維持・確保

- 一連区間内で流下能力が著しく低下している洪水流下阻害部を緊急解消する事業の創設
- 海岸堤防等の機能を阻害する大規模な漂着ゴミを除去する事業の創設
- 戦略的な河川管理施設等の維持管理

### 4. 地域の防災力(自助・共助)の再生を支援するソフト体制の確立

少子高齢化等に伴う共助体制の弱体化や災害経験の減少に伴う防災意識の低下等を踏まえ、わかりやすい防災情報の確実な伝達、防災分野のイノベーションの推進等により地域の自助・共助の再生を支援

- 防災用語の見直し等、受け手の側に立ったわかりやすい防災情報の提供
- 各種ハザードマップの緊急整備
- 土砂災害に対する警戒避難体制の強化
- 中小河川を含め、全国の河川の安全度について調査・評価・公表

### 5. 広域的な危機管理体制の構築

大規模な災害が発生した場合を想定し、円滑な復旧活動等が行えるよう統一的な指揮・命令系統での危機管理体制を早急に確立

- 大規模水害・土砂災害等の専門家派遣体制の確立
- 大規模水害・土砂災害発生時の危機管理計画の策定
- 国土交通省における災害発生時の業務継続計画（BCP）の策定

### 6. 効率的・効果的な事業の実施

- 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価を徹底し、事業を厳選
- 事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減対策を推進
- 公共工事の品質確保と入札・契約の透明性確保

## 2. 平成19年度 河川局関係予算総括表

区 分	平成19年度	
	事業費 (A)	国費 (B)
国 土 基 盤 河 川	685,080	483,932
地 域 河 川	( 358,537 ) 320,858	( 189,721 ) 169,935
砂 防	( 221,926 ) 221,086	( 140,465 ) 140,031
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	( 41,688 ) 41,338	( 21,025 ) 20,850
総 合 流 域 防 災	( 122,615 ) 120,222	( 62,519 ) 61,214
海 岸	35,859	24,220
(独) 土 木 研 究 所	1,378	1,378
小 計	( 1,467,083 ) 1,425,821	( 923,260 ) 901,560
<b>(再掲)</b>		
<b>治 山 治 水</b>	1,368,267	869,075
治 水	1,268,700	813,773
海 岸	35,859	24,220
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 等	63,708	31,082
<b>都 市 水 環 境 整 備 事 業</b>	57,554	32,485
<b>特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業</b>	41,262	21,700
住 宅 宅 地 基 盤 特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	17,569	9,200
下 水 道 関 連 特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	23,693	12,500
計	1,467,083	923,260
<b>災 害 復 旧 関 係 事 業</b>	61,952	50,602
災 害 復 旧	41,637	35,037
災 害 関 連	20,315	15,565
合 計	1,529,035	973,862

- (注) 1. 国費には前年度剰余金等として平成19年度17,476百万円、前年度14,162百万円を含む。  
2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成19年度53,132百万円、前年度46,503百万円)国費(平戸  
3. 上段( )書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。  
4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。「地  
5. 「国土基盤河川」には建設機械整備費(事業費(平成19年度2,933百万円、前年度2,614百万円)国費(平戸  
また事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として前年度7,800百万円がある。

(単位：百万円)

前 年 度		倍 率	
事 業 費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
700,597	496,797	0.98	0.97
( 378,859 )	( 201,288 )	( 0.95 )	( 0.94 )
336,981	179,354	0.95	0.95
( 227,423 )	( 145,559 )	( 0.98 )	( 0.97 )
226,613	145,136	0.98	0.96
( 42,714 )	( 21,565 )	( 0.98 )	( 0.97 )
42,462	21,439	0.97	0.97
( 131,075 )	( 66,303 )	( 0.94 )	( 0.94 )
128,171	64,778	0.94	0.94
37,280	25,013	0.96	0.97
1,446	1,446	0.95	0.95
( 1,519,394 )	( 957,971 )	( 0.97 )	( 0.96 )
1,473,550	933,963	0.97	0.97
1,413,696	900,699	0.97	0.96
1,310,697	843,314	0.97	0.96
37,280	25,013	0.96	0.97
65,719	32,372	0.97	0.96
59,854	33,264	0.96	0.98
45,844	24,008	0.90	0.90
17,955	9,458	0.98	0.97
27,889	14,550	0.85	0.86
1,519,394	957,971	0.97	0.96
60,686	50,602	1.02	1.00
42,083	34,871	0.99	1.00
18,603	15,731	1.09	0.99
1,580,080	1,008,573	0.97	0.97

或19年度28,265百万円、前年度25,400百万円) ) を含んだ額である。

或河川」は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。  
或19年度1,668百万円、前年度1,500百万円) ) を含む。

### 3. 河川行政の新たな展開

#### (1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

気候変動の影響等により、近年、集中豪雨や台風による災害が全国各地で発生している。

このような状況を踏まえ、人命被害や生活再建が容易でない壊滅的な被害を軽減する防災・減災対策を厳選して重点的に実施し、安全・安心が確保された社会を早急に構築する。

#### ○床上浸水被害、土石流被害等の軽減対策を緊急的に実施

平成18年7月豪雨においても、記録的な豪雨により家屋浸水8,000戸以上（うち床上浸水戸数3,000戸以上）、土石災害600箇所以上が発生し、死者・行方不明者が30名にのぼるなど被害は甚大。このような床上浸水被害、土石流被害等は人命や生活に深刻なダメージを与えることから、再度災害防止対策、緊急軽減対策等に徹底して重点化。

【床上浸水を緊急に解消すべき戸数 約9万戸（H14）→約6万戸（H19）】

【土石災害から保全される戸数 約120万戸（H14）⇒約140万戸（H19）】

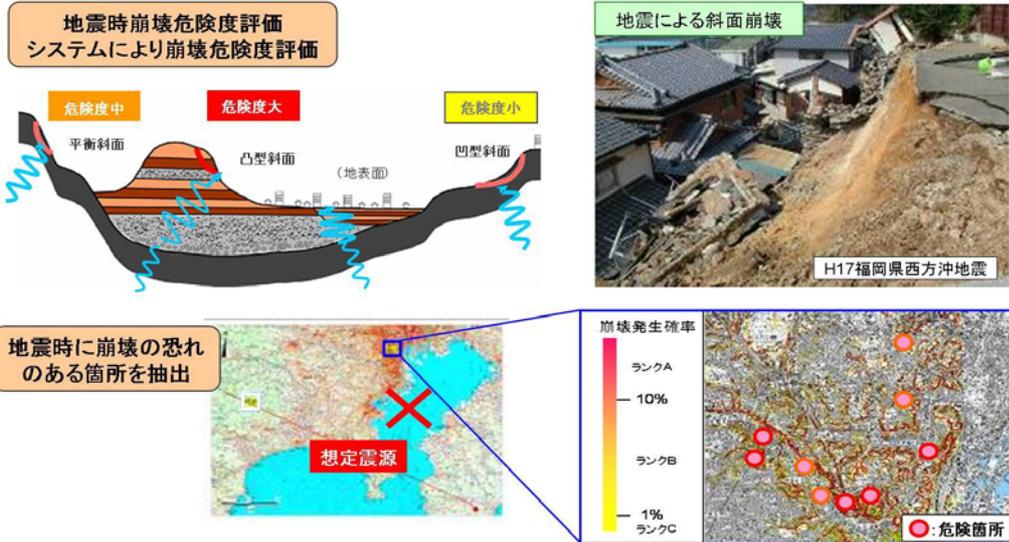


#### 【被災者に深刻なダメージを与える床上浸水・土石流等被害】



## ○ 地震による崩壊の防止に係る急傾斜地崩壊対策事業の推進

首都直下地震等の際に発生するがけ崩れから、人命を保護するため、がけ地の地形的特徴等から地震による崩壊の危険度を評価し、コミュニティ（集落や自治体の単位）に大きな被害を及ぼすおそれのある箇所について、急傾斜地崩壊防止施設を重点的に整備。



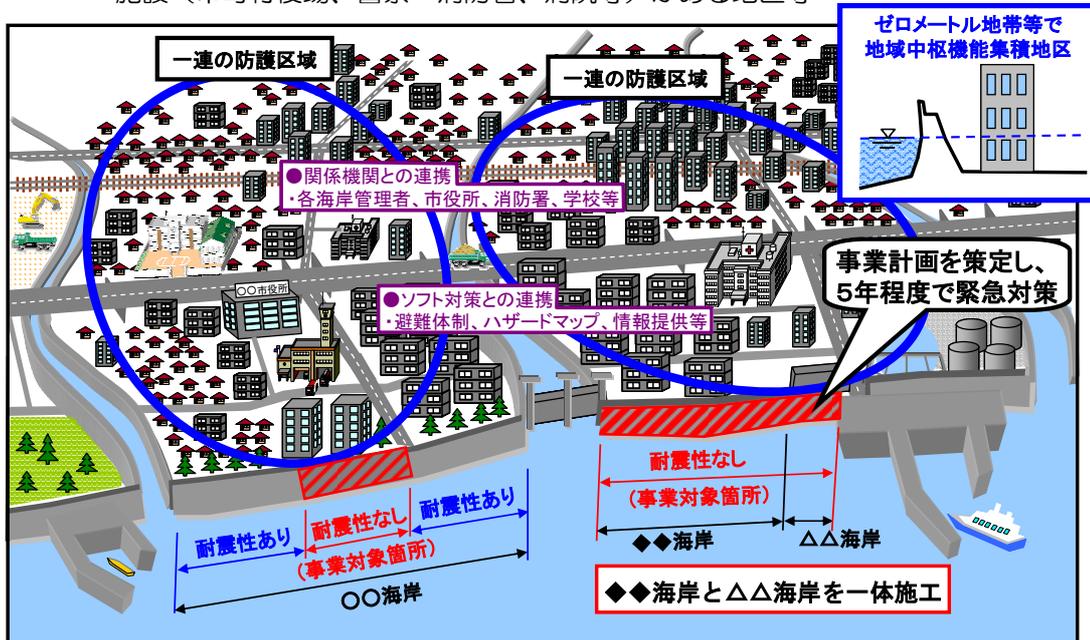
## ○ ゼロメートル地帯等における緊急津波・高潮対策の推進（海岸堤防の耐震対策事業の創設）

人口・資産が集積しているゼロメートル地帯等において、津波・高潮被害による浸水被害が生じた場合、その被害は極めて甚大であることから、緊急的に耐震対策等を実施。

### < 海岸耐震対策緊急事業の創設（補助） > **新規**

ゼロメートル地帯等で地域中枢機能集積地区<sup>(注)</sup>を有する海岸において、海岸管理者が一連の防護区域にかかる関係機関との連携等を踏まえて策定する5年程度の海岸耐震対策緊急事業計画に基づき、堤防・護岸の耐震対策を緊急に行う海岸耐震対策緊急事業を創設。

注：地域中枢機能集積地区とは、背後に救援、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等



## (2) 流域一体となった水害・土砂災害対策の展開

集中豪雨の頻発等を踏まえ、水害・土砂災害に対する安全度を確実に向上させるため、連続堤防等によるこれまでの整備手法にとらわれることなく、土地利用状況など地域の実情・意向を踏まえつつ、流域一体となった対策を展開する。

### ○地域の減災計画と一体となった治水対策の推進

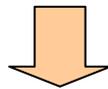
氾濫した場合でも被害をできるだけ小さく抑えるため、連続堤等の整備・河川堤防の質的整備とあわせて、地域の取組と一体となった輪中堤や二線堤等の整備による氾濫域での減災対策を推進。

### <洪水氾濫域減災対策事業の創設（総合流域防災事業の拡充）> **新規**

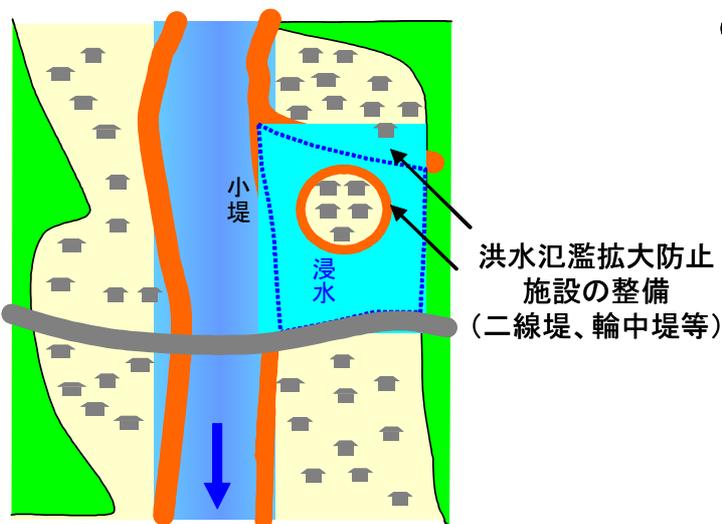
土地利用状況に応じた氾濫域対策を定めた地域全体の減災計画を市町村が策定。計画に基づき市町村が実施する輪中堤や二線堤などの洪水氾濫域拡大防止施設の整備について助成する制度を創設。

#### 洪水氾濫域減災対策

- 連続堤防等による従来の整備手法では下流から順に実施していくことが原則
- 従来の手法のみでは整備に長期間を要するため、中上流部の緊急対策が必要



従来の「洪水を川から氾濫させない対策」に加え、「氾濫した場合でも被害を最小化させる対策」を実施



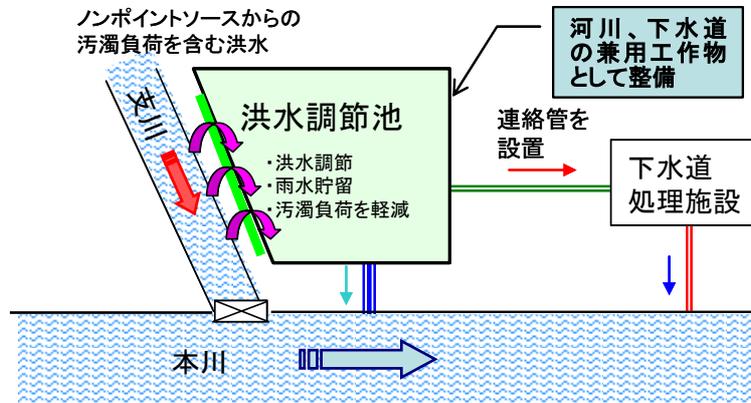
### ○愛媛県大洲市(肱川・矢落川の)の事例

氾濫する洪水を市街地に拡散させないように二線堤を整備



## ○都市水害総合対策事業の実施

神田川（東京都杉並区など）、寝屋川（大阪市など）や御笠川（福岡市など）等、社会・経済の中核となる都市部の浸水被害が頻発。このため河川と下水道が一体的に、ハード整備・ソフト対策を組み合わせながら、より効率的な浸水対策を実施。



### ①総合的な都市水害対策計画の策定

河川の洪水調節施設と下水道の雨水貯留施設のネットワーク化、統合運用等、都市水害被害の対策計画を策定

### ②貯留施設のネットワーク化による事業実施

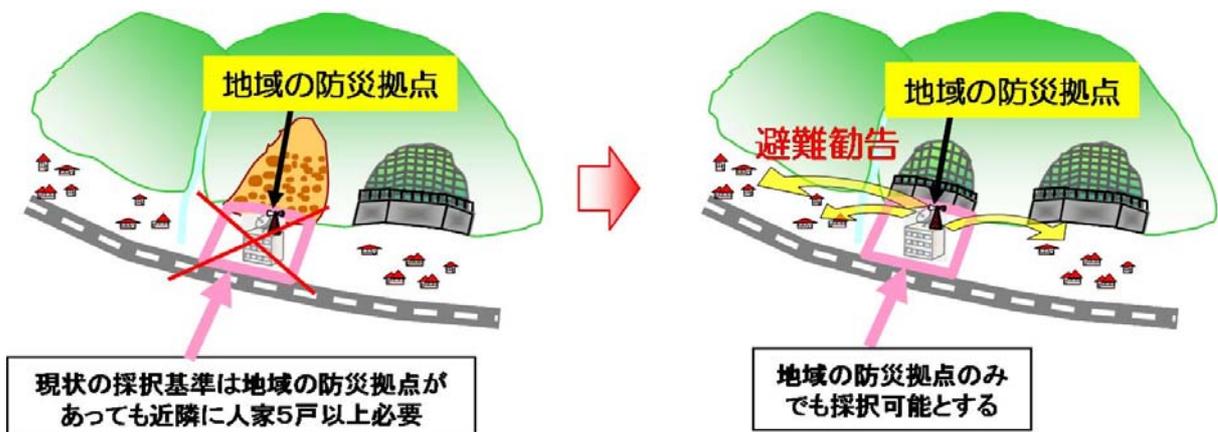
河川と下水道の貯留施設のネットワーク化等、共同して事業を実施

### ③浸水情報等の総合的な情報提供

レーダー雨量計等河川の情報と下水道の情報の総合化を行い、集中豪雨時に住民、市町村に浸水情報等を一元的に伝える体制を確立

## ○地域の防災拠点の保全（急傾斜地崩壊対策事業の拡充）**新規**

市町村役場、警察署、消防署等が被災した場合、地域全体の災害対応機能が大幅に低下するため、保全対象が人家の有無にかかわらず地域の防災拠点のみでも採択できるように急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を拡充し、優先して保全。



### (3) 既存施設の徹底的な機能確保

これまで整備されてきた施設の機能を最大限活用できるように、既存施設等の徹底的な機能の維持・改善を図る。

#### ○洪水流下障害部を緊急解消する事業の創設

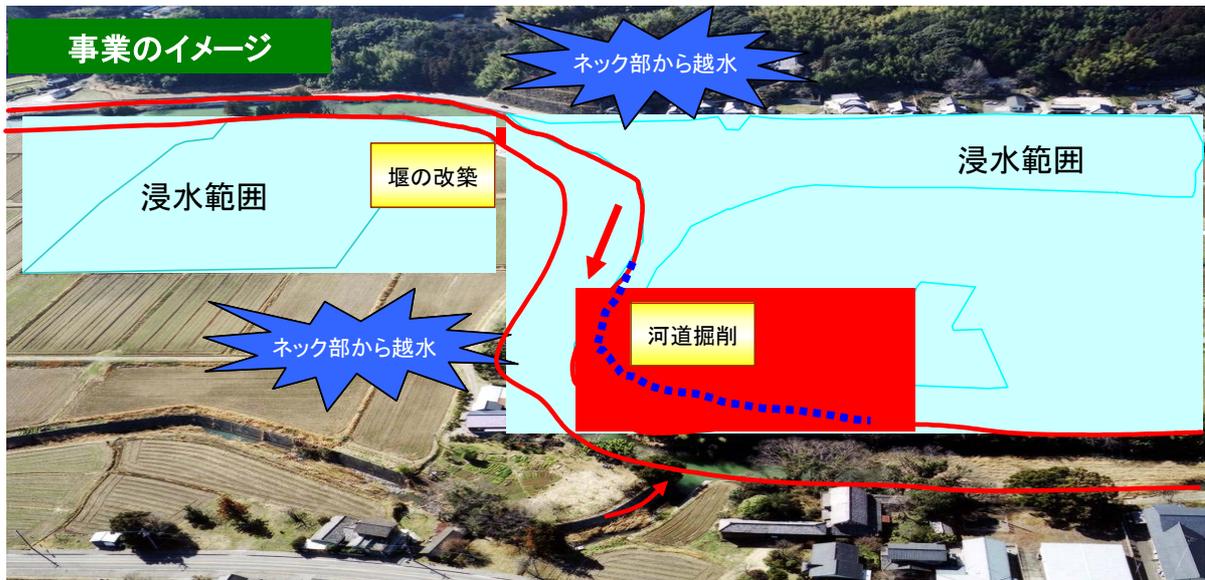
著しく流下能力が不足し、一連となった堤防区間等の機能発揮を阻害している橋梁、堰、河道狭窄部等を抽出し、緊急解消アクションプランを策定して概ね5か年で計画的・重点的に解消。



- 現況の桁高は計画高水位以下であり洪水流を阻害
- 桁高が十分でないため、大規模洪水時には通行止め
- 幅員が狭く渋滞発生など物流にも支障

#### 〈洪水流下障害部緊急解消事業の創設（総合流域防災事業の拡充）〉 **新規**

上下流バランス等の関係から抜本的な改修の実施が困難な上流地域の浸水被害を緊急的に解消、軽減するため、下流の流下能力の範囲内での対策を応急的に実施する補助制度を創設。



## 〈大規模河川管理施設機能確保事業の創設（補助）〉 新規

老朽化が著しい、または地盤沈下等により施設の機能に著しい障害が生じるおそれのある大規模な河川管理施設の改築を計画的かつ重点的に実施するため補助制度を創設。



## ○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充 新規

大規模な漂着ゴミは、海岸堤防・砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の対象を拡充し、大規模な漂着ゴミを緊急的に処理。



## ○河川管理施設等の戦略的維持管理

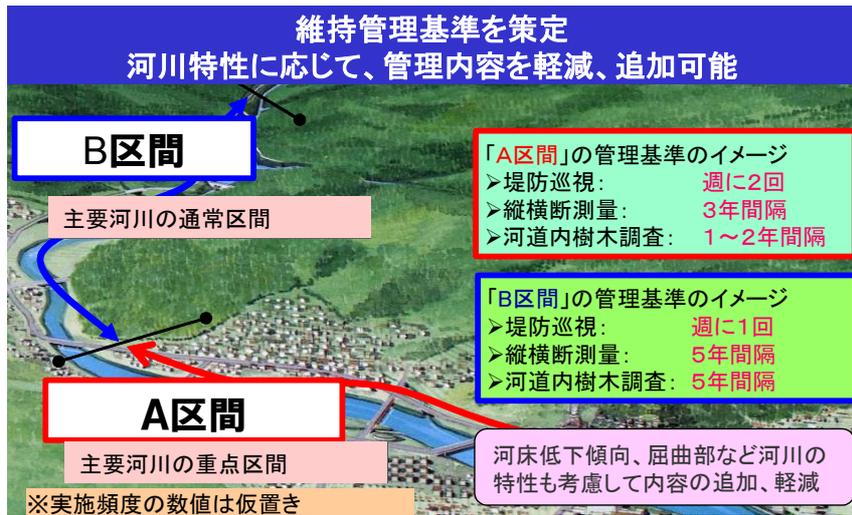
①国民に見える河川管理の実現（川の安全安心カレンダーの作成・実施）

＜維持管理基準の策定＞

河川の規模、特性に応じて、最低限必要な管理項目やその頻度等を基準化

＜河川ごとの維持管理計画、実施計画を策定＞

維持管理基準に基づき、重点箇所や具体的な実施内容等を定める維持管理計画、年間のスケジュールを定める維持管理実施計画（川の安全安心カレンダー）を策定、公表し、的確な河川整備等に活用



個々の河川ごとに河川の規模や特性を踏まえ、**書式変更: フォントの色: 青**

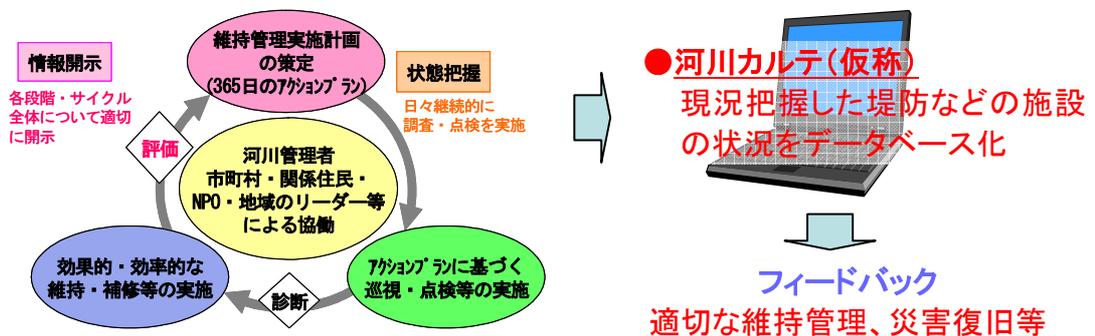
河川維持管理計画(3~5年の維持管理内容)

(重点箇所、具体的な維持管理内容と水準)

維持管理実施計画(年間の具体的スケジュール)

(堤防巡視等、具体的管理行為の実施計画)

## サイクル型維持管理の実施



②適切な劣化診断による長寿命化、維持・修繕コスト縮減

排水機場・樋門・水門等の河川管理施設の維持修繕費の増加を抑制するため、施設の重要度、構成機器の劣化度の診断により総合評価を行い、従来の経過年数による全部更新から、部品ごとの必要最小限の修繕に転換

施設の劣化診断を的確に実施するため、マニュアルを策定するとともに、データベースを作成して、各施設での取り組みを支援

## （４）地域の防災力（自助・共助）の再生を支援するソフト体制の確立

少子高齢化等に伴う共助体制の弱体化や災害経験の減少に伴う防災意識の低下等を踏まえ、わかりやすい防災情報の確実な伝達、防災分野のイノベーションの推進等により地域の自助・共助の再生を支援する。

### ○受け手の理解と行動につながる防災情報の提供

＜わかりやすい用語・表現＞

水位に関する情報や河川の洪水警報等は、一般的に使用されていない特殊な用語があり、住民にとってわかりにくく、避難等を行う判断材料になりにくいものとなっていることから、市町村担当者、報道機関等が正しく理解でき、住民の的確な判断や行動につながるような“受け手の立場に立った用語”へ改善。

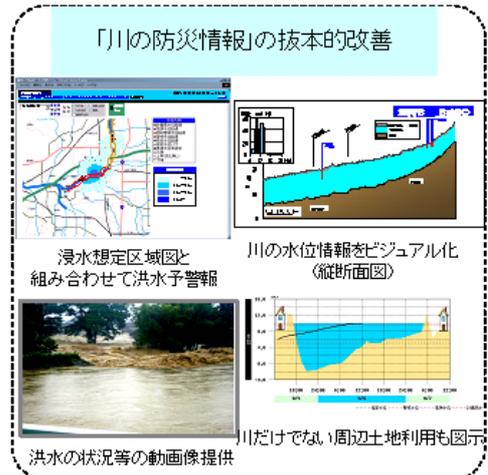
＜情報収集・提供手段の高度化・多様化を図るイノベーションの推進＞

#### ①「川の防災情報」の抜本的改善

- ・浸水想定区域図も含めて河川の防災情報を一元的に提供
- ・身近な河川の情報もわかるよう提供データの拡大
- ・動画情報や川の水位縦断情報の提供システムの開発

#### ②カーナビ等多様な手段で情報提供

#### ③防災モニターと浸水センサー情報を組み合わせた浸水状況の収集及び収集情報の提供

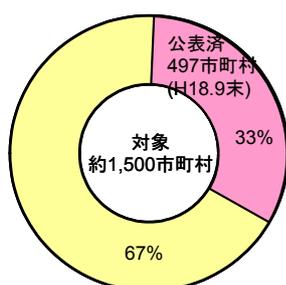


### ○各種ハザードマップの緊急整備

平常時から防災意識の向上を図り、災害時に的確に行動できるようにするため、災害時の状況と避難方法等の情報を住民にわかりやすく提供する洪水・津波等のハザードマップを平成21年度末までに作成・公表。

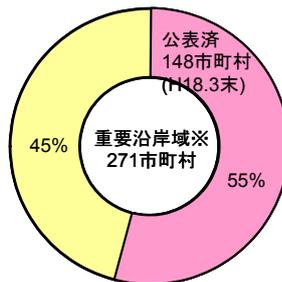
#### 洪水ハザードマップ

平成21年度末までに配備予定



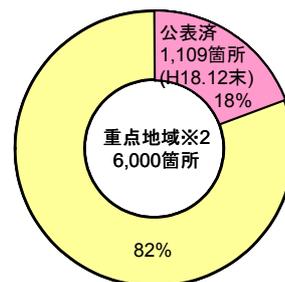
#### 津波ハザードマップ

平成21年度末までに重要沿岸域(271市町村)で配備予定



#### 土砂災害ハザードマップ

平成21年度末までに重点地域(6,000箇所)で整備予定

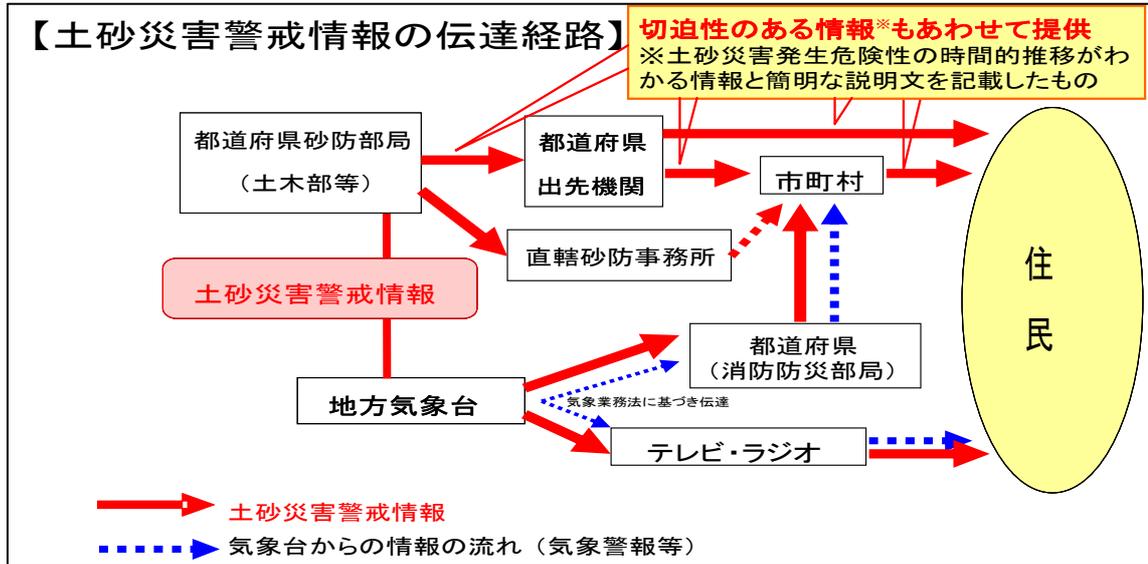
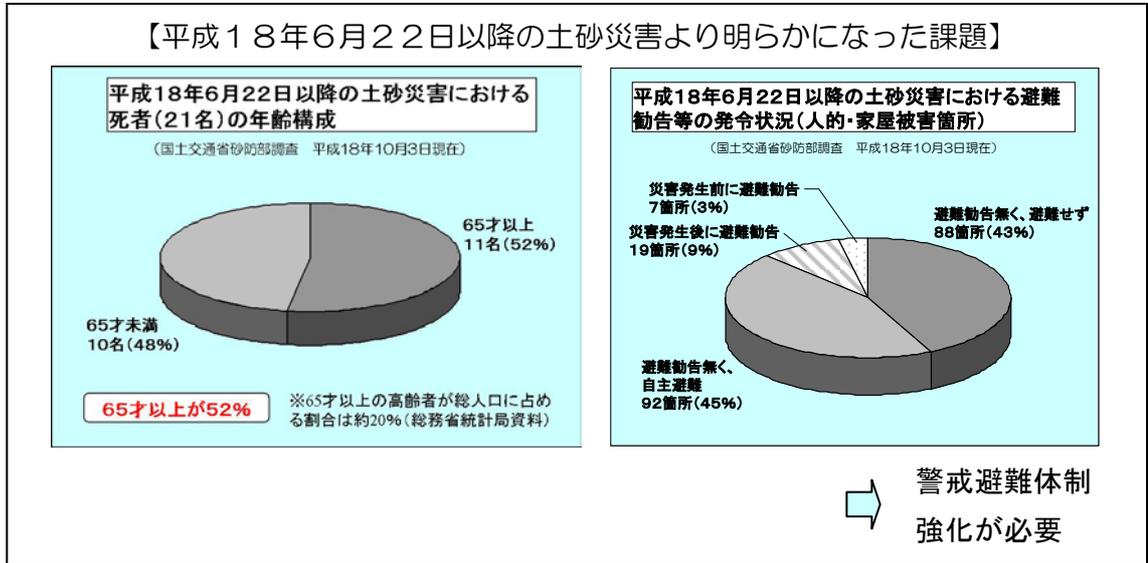


※ 重要沿岸域: 東海・東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害が想定される沿岸域

※2 重点地域: 近年大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所等

## ○土砂災害に対する警戒避難体制の強化

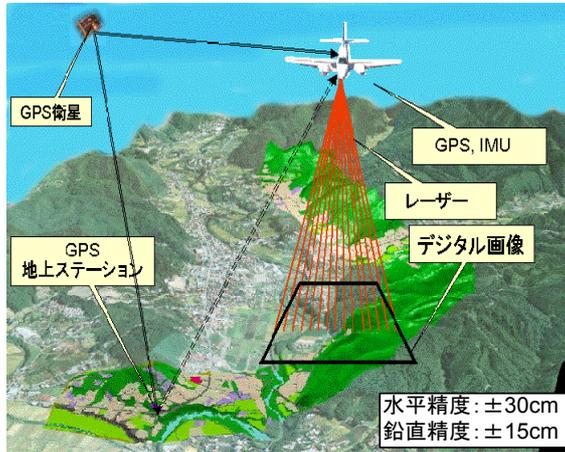
土砂災害警戒区域等における警戒体制、避難勧告発令判断基準及び住民の安全な避難方法等の考え方を記載した「土砂災害警戒避難ガイドライン」を作成し、土砂災害警戒区域等の指定・周知の促進を図る。あわせて避難勧告の一つの判断基準となる土砂災害警戒情報の提供（気象庁と都道府県が共同で発表）を全都道府県で実施し、土砂災害に対する警戒避難体制を強化。



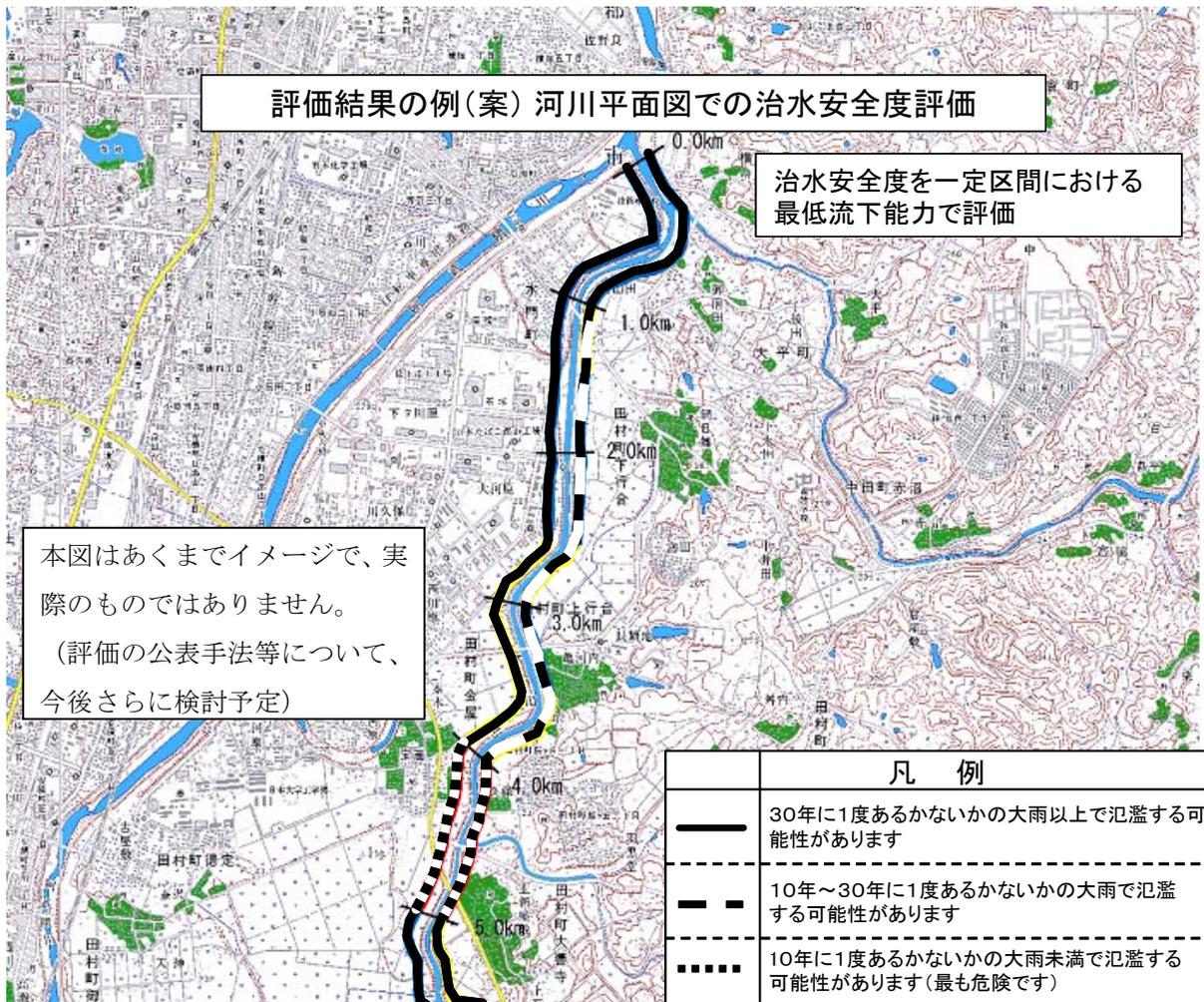
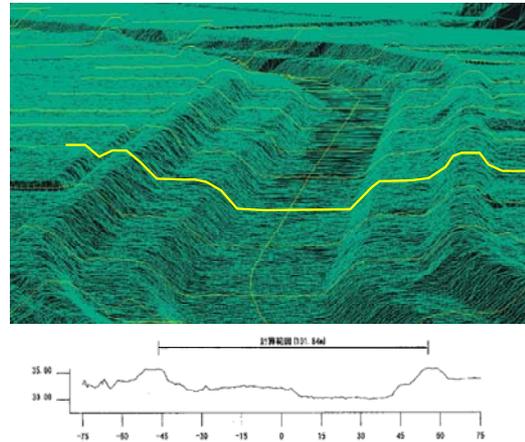
## ○全国の河川の安全度について調査・評価・公表

局所的な豪雨の影響を受けやすい中小河川において、効率的・効果的な治水対策を進めるとともに、住民等の防災意識の向上を図り、災害時に確実な避難誘導を図るため、現況河川の流下能力等について航空レーザ計測を用いるなどにより、早急かつ一括して調査・評価を行い、河川の安全度を一般に公表。

航空レーザ計測の概要



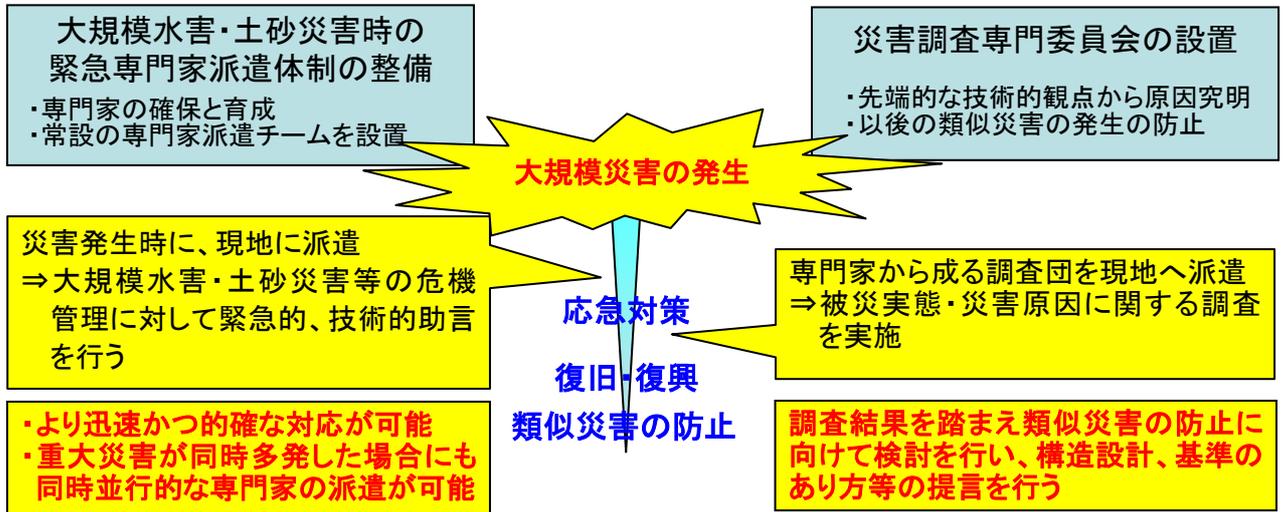
航空レーザ計測を活用した河道横断面図の作成



## (5) 広域的な危機管理体制の構築

### ○大規模水害・土砂災害等の専門家派遣体制の確立

大規模水害・土砂災害発生時に、技術専門家の派遣等により緊急復旧等を支援するとともに、専門調査団による調査・分析を通じて被災原因・問題点等の分析を行い、類似災害の防止を図るための体制を整備。



### ○大規模水害・土砂災害発生時の危機管理計画の策定

豪雨・大規模地震・火山噴火等に伴う大規模水害・土砂災害に対する体系的・技術的に整理した危機管理計画を策定することにより、災害発生時により迅速かつ的確な災害対応を行い、社会的被害を軽減。

- ・緊急対応に必要な技術的基準を整備（地すべりの崩壊予測、大規模天然ダム対応、堤防決壊部緊急復旧等）
- ・発災に備えた事前の対応（資機材備蓄、無人化施工機器の配備状況把握、緊急復旧資機材のデータベース化等）
- ・大規模土砂災害危機管理検討委員会の提言を踏まえた体制の整備

### ○国土交通省における災害発生時の業務継続計画の策定

震災時などでも、災害応急対応など重要業務の機能を継続するための国土交通省業務継続計画（BCP）を作成。

※BCPとは、不測の事態などの被害を受けても業務が中断せず、また、中断した場合でも可能な限り短時間で回復するように、準備や災害発生時の対応方法等を定めたもの。

### ○地域の水防活動再構築－水防団等の充実強化支援－

社会構造の変化に伴う共同体意識の低下等を背景として、水防意識の低下、水防知識及び技能の伝承・習得の困難等による水防活動の弱体化が懸念されていることから、水防技術の継承、水防工法の技術開発と普及に向けた支援を実施。

- ・水防団等に対し講習・指導等を行う専門家を登録する制度の創設
- ・水防専門家等が新技術を評価し、公表するシステムの構築 等

また、洪水時に、より適切なタイミングで水防活動や避難勧告等を実施したり、水防資器材を融通したりすることができるよう、上下流の水防管理団体間（市町村等）において水防活動に関する情報を共有化。

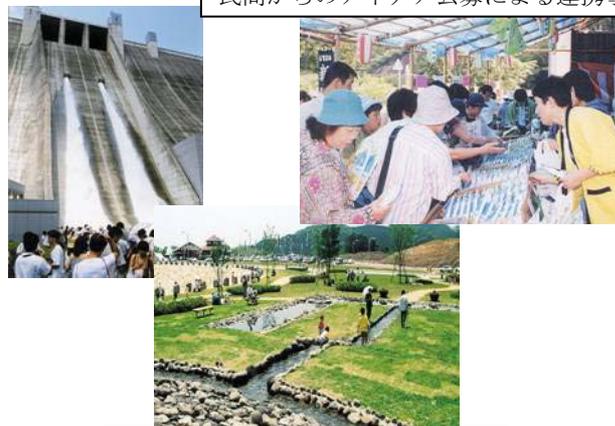
## (6) 流域内の徹底した連続性の確保

### ○河川環境戦略プランの推進

平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が法目的化されてから10年を迎えることから、河川環境の現状、これまでの取り組みを踏まえ、上下流・流域との連続性の確保やダムによる河川環境のための流量変動の確保など、河川環境施策の新たな展開、具体的改善策を「河川環境戦略プラン」として示し、河川環境の取り組みを戦略的に推進。

### ○森・水ツーリズムの推進 —民間事業者等と連携したダム観光の推進—

ダム水源地域の自立的・持続的な活性化を推進するため、地元自治体・地域住民の参画とともに、民間事業者等と連携した観光戦略を推進。全国のダムを積極的に民間に開放し、公共交通事業者や観光協会などの民間主体と連携して、ダム堤体、ダム湖、水源地などを観光資源として活用。



### ○水辺を活かしたにぎわいのあるまちづくり

景観に配慮した河岸整備、歴史、文化等のスポットを回遊できるフットパスの整備、水質浄化等により、町並みとそこを流れる川とが一体となった魅力ある風景や多くの人が集うにぎわいの場を創出。





水と光が美しい新町川水際公園（徳島県徳島市）



紫川に面した商業施設（福岡県北九州市）



最上川沿いのフットパス（山形県長井市）



堀川沿いのリバーウォークとオープンカフェ（愛知県名古屋市）

## ○水辺を活かした巣づくり施策等の推進

### ①子供たちの環境教育を促進する川づくり

河川における自然体験活動を通じて水辺の自然や多様性を学ぶなど、子供たちの環境教育の場としての活用を図る。また、親子等で水辺空間を利活用することにより、家族の絆や地域コミュニティの強化を支援



### ②出会いの場として利活用される川づくり

賑わいのある水辺空間等により、若者世代には水辺や水面利用等、河川特有の空間の利活用を通じて、新たな出会いの場を提供

### ③団塊の世代の活躍が期待できる川づくり

河川の施設整備の計画策定や河川空間の維持管理に、子育てを終えたいわゆる団塊の世代等も積極的に参加できるように環境整備を行い、熟年世代の活性化等、健全で豊かな地域コミュニティを実現

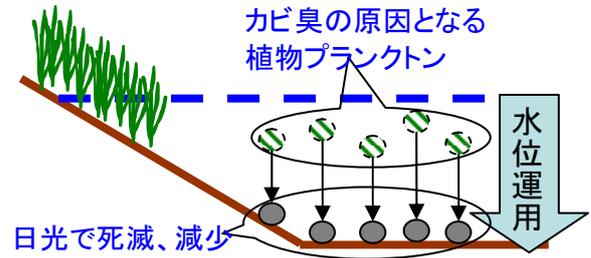


## ○川の持つ多様な機能の維持・再生

治水対策と合わせた多自然川づくりの推進、湖沼の水位運用の弾力化、水循環の健全化等による流量・水質の改善等により、水辺の自然環境の再生や川の浄化作用の回復等を推進。



例: 多自然川づくりによる水辺の自然環境の再生



例: 水位運用によるカビ臭の低減、植生帯の再生による浄化

## ○人々が親しみやすい海岸づくり

人々が親しみやすい海岸空間を形成するため、公園・道路・下水道・治水等の事業と連携して海辺の交流拠点を創出。また、教育関連施設整備や野外学習、環境教育支援プログラムの実施と連携し、自然体験の場の整備を実施。



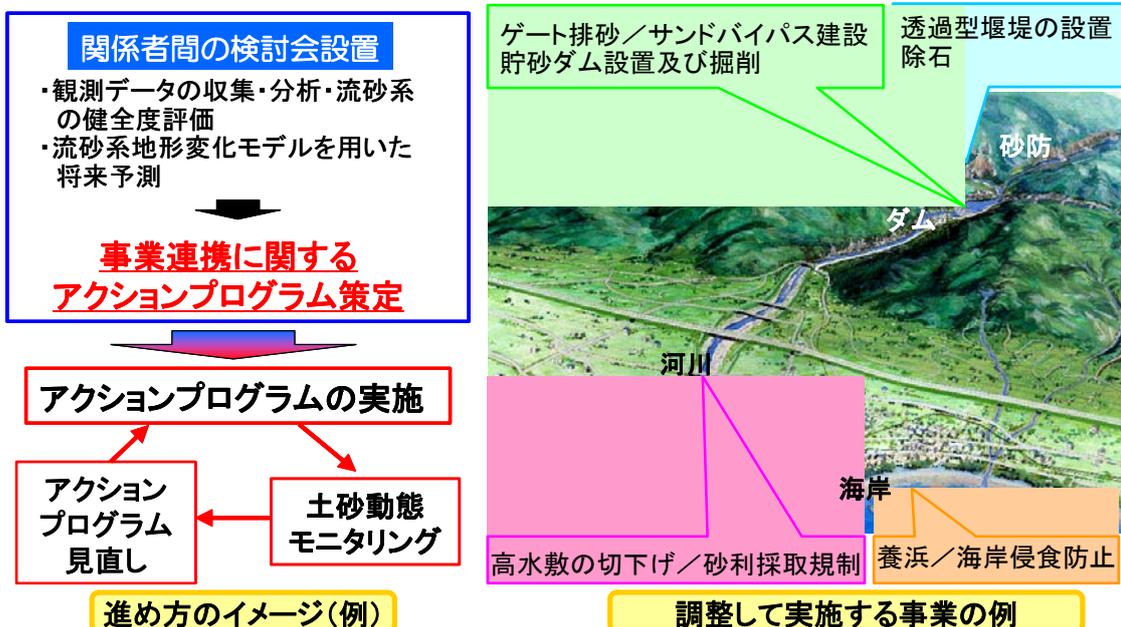
(福島県 南相馬市 北泉大磯海岸)



(兵庫県 淡路市 田之代海岸)

## ○事業連携による流砂系の総合的な土砂管理

土砂移動を追跡し地形の変化を推定できる流砂系地形変化モデルなど、より有効な技術の検討・評価を行うとともに、関係事業による横断的なアクションプログラムの策定など各事業間の連携を強化し、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に関する取り組みを効率的・効果的に推進。



進め方のイメージ(例)

調整して実施する事業の例

## (7) その他の取り組み

### ○沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、周辺海域における我が国の国際法上の権利、すなわち国土面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済水域の権利の基礎となる極めて重要な島であることから、国土保全・利活用の重要性に鑑み、国の直轄管理により十全な措置を講じるとともに、その前提の上に可能な利活用を検討。

#### <管理・保全の充実>

沖ノ鳥島の維持管理については、引き続き施設の点検や補修等を実施。作業架台については、設置後十数年が経過し著しく老朽化が進んでいることから、抜本的補修を検討。

また、サンゴの増殖による島の保全対策とあわせ、島の保全や礁内・周辺海域の利活用に必要となる電力等の確保方策を引き続き検討。



## 4. 予算編成時における新規採択箇所等

### ○長安ロダム改造事業

那賀川流域の洪水被害の軽減、流水の正常な機能の維持のため、既設長安ロダム（那賀川水系那賀川）の改造を行うとともに、洪水調節容量及び不特定容量の増量を行い、洪水調節機能等を強化。

<位置図>



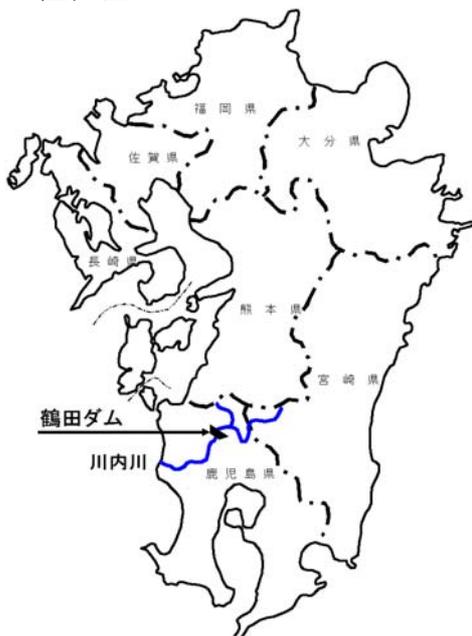
#### ○事業概要

- 1) 位置：徳島県那賀郡那賀町
- 2) 河川名：那賀川水系那賀川
- 3) 事業内容
  - ・貯水池容量の振り替えによる洪水調節容量及び不特定容量の増量
  - ・洪水調節能力向上のためのオリフィスゲートの新設、減勢工の改造
  - ・ダム下流の水質改善のための選択取水設備の設置
  - ・堆砂による有効貯水容量の減少を防止するための長安ロダム上流における堆砂除去
- 4) 総事業費：約400億円

### ○鶴田ダム再開発事業

川内川流域の洪水被害を軽減するため、既設鶴田ダム（川内川水系川内川）の洪水調節容量の増量、放流設備の増設を行い、洪水調節機能を強化。

<位置図>

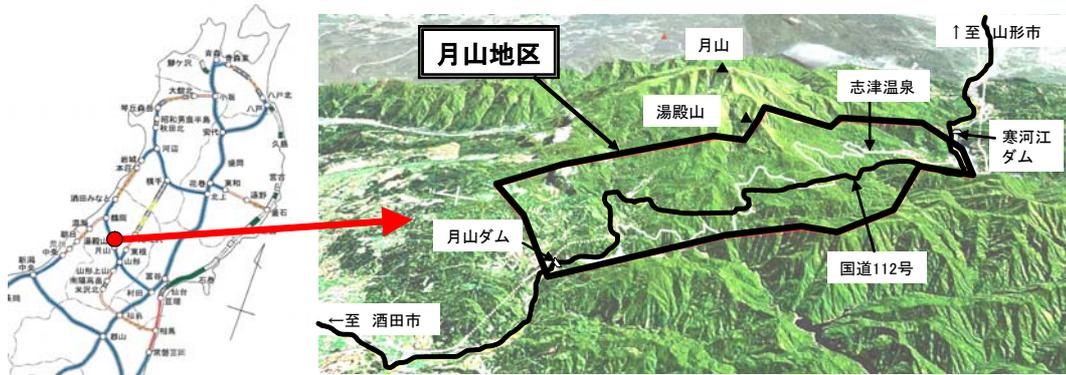


#### ○事業概要

- 1) 位置：鹿児島県薩摩郡さつま町
- 2) 河川名：川内川水系川内川
- 3) 事業内容：
  - ・利水容量（発電）等を洪水調節容量に振り替え、洪水調節容量を増量
  - ・洪水調節機能の強化のための洪水吐の新設、減勢工の改造
- 4) 総事業費：約460億円

## ○山形県月山地区直轄地すべり対策事業調査の新規着手

過去にも度々地すべり被害が発生している山形県月山地区について、大規模な地すべり災害が発生し、下流域へも激甚な被害を及ぼすおそれのあることに鑑み、当該地区の地すべり地域の実態等を把握するため、直轄地すべり対策事業調査に新規着手。



## ○直轄新潟海岸の延伸

新潟海岸金衛町工区（延長約2.9 km）は海岸侵食が著しく、海底地形の侵食傾向が沖合にも進行し、施設災害が頻発している。海岸侵食による新潟市街地への影響が甚大となるおそれがあることから、広域にわたる侵食制御と砂浜安定化を図るため、新たに直轄施工区間として延伸し、抜本的な保全対策を実施。



## ○宮崎海岸の直轄海岸事業の着工準備調査実施

近年著しい侵食に見舞われ、地域経済への影響が甚大となるおそれがあることから早急な対策が求められている宮崎海岸について、直轄海岸保全施設整備事業の着工準備調査を実施。



## 5. 効率的・効果的な事業の実施

### ○公共事業の進め方の改革－無駄な公共事業の排除とコスト縮減の徹底－

#### (1) 事業の重点化

厳しい財政状況に対応し、新規事業採択箇所を大幅に削減するなど、事業の重点化を図るとともに、早期に効果を発現。

#### (2) 外部の人達による事業前・事業中・事業完了後の評価の実施

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、各分野の専門家を含む外部の人達に広く参画いただいた委員会において、事業の事前評価・事業中の再評価・完了後の評価を実施し、事業を厳選。

#### (3) コスト構造改革の推進

新技術の活用、維持管理を含め全体のコスト縮減など、あらゆるプロセスでコスト縮減を推進。

### ○公共事業の調達方式の改革－品質の確保と透明性の向上－

#### (1) 品質の確保

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、工事の品質確保のため、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、現場に即した技術力の競争を求める総合評価方式の充実や新技術の活用など、価格と品質に優れた調達を実施。

また、工事の品質確保への支障、安全対策の不徹底など弊害が懸念される極端な低価格による入札案件が高水準で推移していることに対応するため、工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とするこれまでの対策に加え、総合評価落札方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行実施）など、緊急的な対策を実施。

#### 【緊急公共工事品質確保対策】

- ①総合評価方式の拡充
- ②品質確保ができないおそれがある場合の具体化
- ③一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和
- ④入札ボンドの導入拡大（市場による与信審査を通じて資力信用をチェック）
- ⑤公正取引委員会との連携強化

#### (2) 透明性の向上

入札・契約の透明性を確保し、公正な競争を促進する取り組みを推進

- ・ 競争性向上のための一般競争入札の拡大
- ・ 入札監視に関する第三者機関の活用による透明性・公平性の確保
- ・ 指名停止等の適正な運用の徹底
- ・ コンプライアンスの徹底

## ○コスト構造改革への取り組み

「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、事業のスピードアップ、設計・調達の最適化をポイントとした公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組んでおり、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減をより一層推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

### <コスト構造改革への取り組み事例>

区分	事例	総合コスト縮減効果
事業の重点化・集中化	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川、砂防、海岸事業において、事業期間、区間を設定、公表し、重点投資を行う短期集中型事業の導入により治水効果の早期発現を図る。</li> </ul>	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来10年間の工期を要する放水路事業に対し、5年間の工期短縮により約7億円のコスト縮減効果。</li> <li>※事業便益の早期発現効果を費用便益分析に基づくB/Cで除することにより、コスト縮減額に換算。</li> <li>(公共事業コスト構造改革フォローアップ実施要領による)</li> </ul>
計画・設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>水門ゲートを、門柱タイプ(引き上げ式ローラーゲート)から門柱レスタイプ(ライジングセクターゲート)に変更し、門柱・操作台を不要とすることにより、コスト縮減を図る。</li> <li>砂防ソイルセメントを用いた工法の採用により、建設発生土の有効活用が可能となり、環境への負荷軽減、施工の合理化による建設コストの縮減等を図る。</li> <li>海岸堤防において、建設副産物を有効利用し開発された安価な新材料(従来の盛土材と同等の強度)の活用によりコスト縮減を図る。</li> </ul>	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゲート工事費 約22億円→約19億円(約14%のコスト縮減)</li> <li>(モデルケースによる試算例)</li> <li>砂防ソイルセメントを用いることにより、約316百万円→約245百万円(約22%コスト縮減)</li> <li>(モデルケースによる試算例)</li> <li>盛土材約15%のコスト縮減</li> </ul>
管理の最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度中に策定予定の維持管理の基準に基づき、河川毎の維持管理計画等を策定し、巡視・除草等の頻度の見直し等、河川の規模、特性に応じた効率的・効果的な維持管理を実施。</li> <li>排水機場、水門等の機械設備の修繕において、従来の経過年数による全部更新から、設備の劣化診断による総合評価に基づいて、部品毎の必要最小限の修繕に転換することにより、コスト縮減を図る。</li> </ul>	<p>維持管理基準の見直し等により効率的・効果的な維持管理を実現。</p> <p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修繕費用 約706百万円→約645百万円(約9%のコスト縮減)</li> </ul>

## ○ダム事業に係る改革

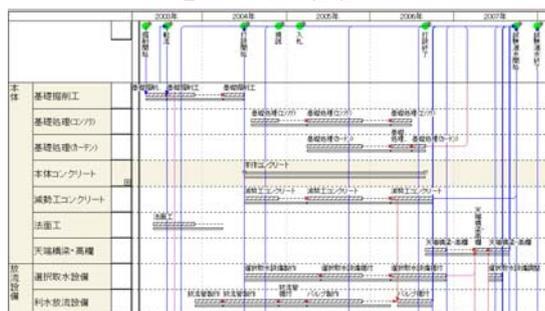
ダム事業に関しては、納税者及び利水者のコスト意識の高まり、国民の環境に対する意識の高まり、国・地方の財政状況の悪化、水需要の伸びの鈍化等の社会経済情勢の変化等に伴う要請に積極的に応えるべく、事業マネジメントの徹底・透明性の確保、より効率的な予算執行、コスト縮減の新たな取り組み、環境への配慮、既存ダムの活用等の取り組みを通じて、ダム事業改革を推進する。

### ・事業マネジメントの徹底による工程・コスト管理の高度化

⇒ 全国の直轄及び水機構のダムで工程・コストを統合管理するシステムを運用

- ・ 共通プロジェクトマネジメント（PM）ツールを通じて、工程やコストに関する情報を本省—整備局—事務所が共有し、工程・コスト管理を徹底
- ・ 年度途中におけるコスト縮減や追加ニーズ等の状況を的確に把握
- ・ 上記を踏まえ、ダム間流用を適宜行うなど、効率的な予算執行を実施

PMツールを用いた工程管理のイメージ



### ・計画・設計・施工等あらゆる段階でのコスト縮減

⇒ 直轄及び水機構ダムでコスト縮減マネジメントシステムを運用

- ・ データベース化により、キーワード等を用いてコスト縮減事例を検索し、それらの事例を参考にした新たなコスト縮減の取り組みが可能に

⇒ ダム事業におけるコスト構造改革を推進するため、原則全ての本体発注工事で新たな入札契約方式の検討 等

⇒ コスト縮減額等は、ダム間流用の弾力的実施などにより、ダム事業全体で有効に活用

### ・既存ダムの有効活用の推進

既存ダムの活用により、洪水調節効果の増強による洪水リスクの軽減、水量回復による河川環境の改善など治水機能等を向上

## ○ダムの総点検による課題緊急解消対策

近年の集中豪雨の多発により、洪水調節容量の小さいダムにおいては、貯水池が満杯となり、洪水調節効果を失うことが生じているほか、冷・濁水の放流により下流河川環境への障害が発生している事例がある。

これらの課題を解消するため緊急に全ダムを対象とした治水面・環境面の課題について総点検の実施と、ダム機能向上計画を策定により速やかに対策事業を推進する。さらに、補助ダムの機能向上に向けての支援体制を構築する。

## 6. 政策評価及び個別公共事業の評価

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（行政評価法）が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、「①政策アセスメント（事前評価）」、「②政策チェックアップ（業績測定）」、「③政策レビュー（プログラム評価）」の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

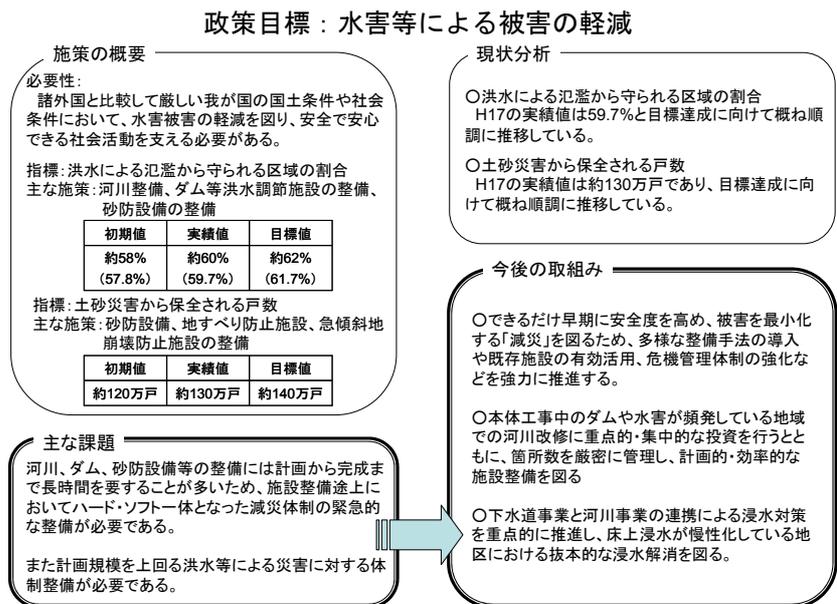
また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

### ①政策アセスメント（事前評価）の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

### ②政策チェックアップ（業績測定）の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果をもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標（アウトカム指標）の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算等に反映。



### ③政策レビュー（プログラム評価）の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題としての重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

○政策レビュー河川局関係テーマ ※（ ）内はとりまとめ予定年度

- ・ 行政行動の改革（H18）
- ・ 直轄工事のゼロエミッション対策（H18）
- ・ 環境政策・省エネルギー政策の総合点検（H19）
- ・ 河川環境の整備・保全の取組み（H19）
- ・ 総合的な水害対策の総点検（H21）
- ・ 総合物流施策大綱（2005-2009）の点検（H21）

## ④個別公共事業の評価

河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

### (1) 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ①事業費を新たに予算化しようとする事業
- ②ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

### (2) 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

### (3) 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

### (4) 評価結果の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所では予算内示をされる事業（ダム事業等）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/hyouka/index.html> 参照）

なお、上記（1）～（3）に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用便益分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき実施。

## ※事業の評価結果等

### I. 新規事業採択時評価

事業区分		事業名	事業主体	総事業費 (億円)	B/C
ダム事業	直轄	長安ロダム改造事業	四国地方整備局	400	1.9
	直轄	鶴田ダム再開発事業	九州地方整備局	460	1.6
海岸事業	直轄	新潟海岸直轄海岸保全施設整備事業 (金衛町工区・延伸)	北陸地方整備局	195	9.5

### II. 再評価結果

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果※			
	5年未 着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継 続		中止	評価手 続き中
							うち継続見直し			
ダム事 業	直轄事業等		1	2		3	3			
	補助事業		1	8		9	6			3
	合計		1	10		12	9			3

※この他に、平成17年度末時点において「評価手続き中」となっていた、下記事業について中止とする。

### ○中止事業の再評価結果等【再評価】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	B/C	中止理由
一ツ瀬川総合開発事業 (吹山ダム) 宮崎県	180	1.0	水道事業者がダム事業から撤退したことにより、ダム計画及び代替案の検討を行い、流域の治水上の安全性や経済性などから総合的に判断した結果、河川改修案の方が、より効率的・効果的に事業の進捗が図られるため。

## 7. 新たな行政課題に対する調査検討（行政部費）

### ○市民と連携した河川環境調査検討経費

市民団体と河川管理者が適切な役割分担の上で協力して水質調査や生物調査等の河川環境調査を実施するための手法の検討及び市民団体が実施した河川環境調査の結果を最大限活用するための精度向上の手法、河川環境を総合的に評価する手法等を検討する。

これらの手法を用い、モデル河川において、実際に市民と連携した河川環境調査を実施して総合的な評価を行い、河川環境行政の参考とするための市民と連携した河川環境調査のあり方について取りまとめる。

### ○危機管理能力向上方策検討経費

大規模地震に対する政府の対応については、中央防災会議において活動要領が策定されるなどの取り組みが進められているが、現に多くの人的・物的被害が発生している水害については、未だ活動要領等が策定されていない状況である。

本施策では、首都圏における大規模水害の発災時に迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう、被害想定と活動方針の検討を行い、首都圏大規模水害に関する国土交通省としての具体的行動計画を策定し、実践的訓練の実施及びその結果を行動計画へフィードバックすることにより、国土交通省の危機管理能力を向上させる。

### ○緊急地震速報を活用した災害対策の高度化機器開発経費

緊急地震速報とは、震源に近い観測点で得られた地震波を用いて震源、地震の規模及び各地の震度を直ちに推定し、これを情報として迅速に提供するものである。

この緊急地震速報を国土交通省が所有している CCTV 等に連動させるシステムを開発することにより、発災前後の映像情報等を入手し、官邸・内閣府等の防災関係機関へ情報提供するとともに、施設の緊急点検による被害の有無の確認等、災害応急対策に活用し、地震による被害低減・拡大防止及び迅速な復旧着手を可能とする。

### ○大規模土砂災害に関する対処手法の高度化に要する経費

複数県にまたがるような広域なエリアで同時多発的に発生する大規模土砂災害時の危機管理に際しては、災害実態の把握、情報の収集・共有化、被害の拡大の推定、対処体制の立案および役割の明確化等を迅速に行う必要がある。

そこで、本施策では、災害実態の把握、被害拡大推定に係わる有効な最新の要素技術に関する情報収集、土砂災害に関する統合データベースの整備を行い、その上で、国、都道府県、市町村、財団等の役割を明確化した大規模土砂災害に対する対処技術・危機管理に関するマニュアルを作成する。

### ○海岸における漂着ゴミ等危険物対応ガイドラインの策定経費

海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針を策定する。

## 8. 税制関係

### ○雨水貯留・利用浸透施設に係る特例措置の延長

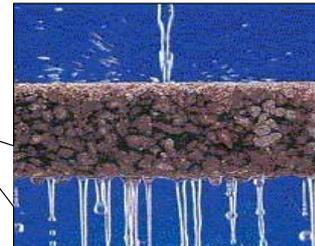
都市部において、流域の治水安全度の向上を図るとともに、健全な水循環の確保に寄与し、雨水の有効利用等による水需給の緩和を図るため、河川管理者以外の者が設置する雨水貯留・利用浸透施設に係る特例措置を2年延長する（所得税・法人税の割増償却5年間10%）。



<貯留構築物>

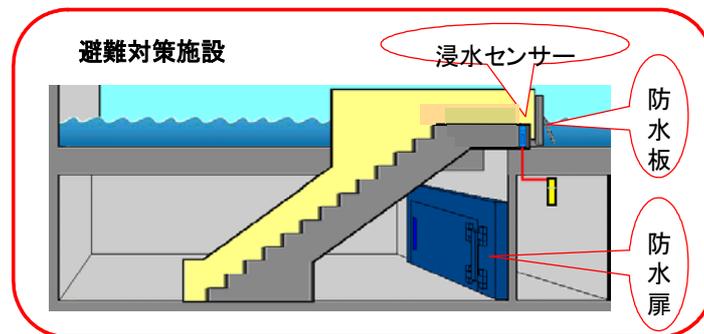


<浸透性舗装>



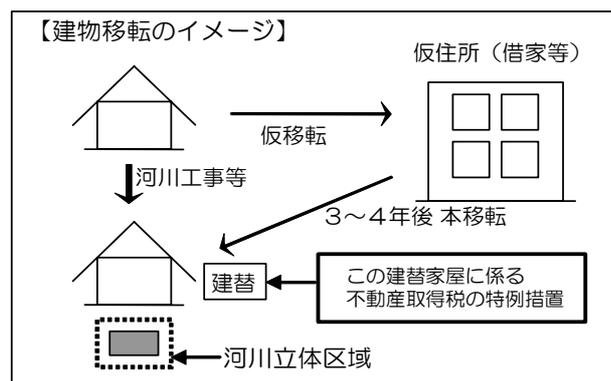
### ○地下空間における避難対策施設に係る特例措置の延長

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水災による避難経路の確保等のために必要な避難対策施設（防水板、防水扉等）を新設又は改良した場合の特例措置を2年延長する（固定資産税及び都市計画税の課税標準5年間2/3）。



### ○河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る特例措置の延長

河川立体区域制度により河川を整備する場合に、当該事業地上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、河川立体区域の指定があった日から2年以内に当該事業地上に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合の特例措置を2年延長する（不動産取得税について従前の家屋の価格相当額を課税標準から控除）。



## 9. 豪雨災害対策緊急アクションプラン（平成16年12月10日）の実施状況

### 現状と課題

### 改善策

#### 送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実

避難行動等に有効な洪水予測情報は大河川のみ（1時間間隔）

局所的降雨予測データを用いた中小河川の洪水予測の高精度化（10分間隔）

被災経験の減少などにより市町村の避難勧告の判断が遅れた

市町村毎に避難勧告の判断の基準の作成

水防法を改正し避難勧告の目安となる特別警戒水位を設定し、情報の提供

洪水時等の情報は、「河川の水位が〇〇m」など河川管理者側の情報で、住民に実感がない

氾濫域の浸水情報や土砂災害の前兆現象の情報を実感できる情報として提供

#### 平常時からの防災情報の共有の徹底

浸水想定区域図の作成は大河川が中心

水防法を改正し主要な中小河川において浸水想定区域図の作成・公表の義務付け

ハザードマップの作成・公表は361市町村のみ

水防法を改正し主要な中小河川においてハザードマップの作成・公表の義務付け

土砂災害警戒区域の指定は2県で213箇所とわずか

土砂災害警戒区域の指定の全国展開と土砂災害ハザードマップの作成・公表の義務付け

#### 迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上

中小河川は事業実施区間の流下能力の把握のみで水系全体の安全度が十分に把握されていない

全国で航空レーザー計測を行い各河川の安全度を調査・評価・公表

堤防は計画高水位を基準に必要な断面の確保（量的整備）を優先

市街地等を流れる区間で堤防の質的強化を実施

ダムは操作ルールは、計画に基づき、洪水調節と利水容量を区分して管理することが基本

事前放流などダムの機能をより有効に活用できるように操作ルールを変更

#### 地域の防災対応力の強化

災害時の情報伝達に、災害時要援護者に対する配慮がない

災害時要援護者の円滑な避難行動支援のための仕組みの整備

特定都市河川法では、地下空間管理者に対し、避難確保計画の策定・公表は努力義務

大規模な地下空間の管理者等に対して、洪水時の避難確保計画の作成を義務化

平成18年度末の実施見込み

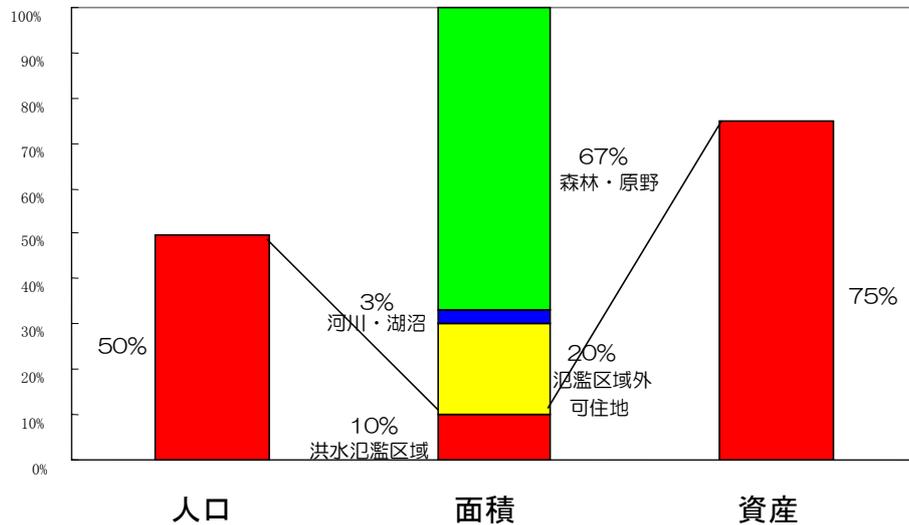
改善目標等

全国10河川で試行	H21年度末までに一級水系約900河川で整備
ガイドラインに基づきモデル河川で判断基準を作成	全国の市町村で避難勧告判断基準を作成
約1,100河川(水位周知河川)	H21年度末までに約2,000河川(洪水予報河川に移行する河川も含め)
利根川で実施(氾濫域の浸水情報)	H21年度末までに全国の氾濫区域の非常に大きい10河川で実施
土砂災害に関する情報提供等を337市町村で実施	H19年度末までに約400市町村で実施
浸水想定区域は512河川で公表済み(H18.9現在)、更に今年度約140河川で公表予定	H21年度末までに浸水想定区域は約2,200河川を公表
洪水ハザードマップは497市町村で公表済み(H18.9現在)、更に今年度約130市町村で公表予定	H21年度末までにハザードマップは約1,500市町村で作成
47都道府県で約30,000箇所(土砂災害警戒区域等)を指定	H22年度末までに約20万箇所を指定
航空レーザー計測を概ね終了し、モデル河川で安全度について調査・評価	H19年度末までに全ての一級水系河川に係わる安全度について調査・評価・公表
直轄河川で約7,400kmの詳細点検、中小河川で約7,700kmのカルテを作成済み	H21年度末までに直轄河川約10,000km実施、中小河川はカルテを作成し順次実施
直轄・水機構・補助の延べ29ダムで事前放流を実施	直轄・水機構の全てのダムについて事前放流等の検討後適宜実施
「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成しモデル市町村で避難マニュアルの作成を支援	引き続き市町村の避難マニュアルの作成を支援
大阪市において14施設で避難確保計画を作成	引き続き避難確保計画の作成を支援

(参考資料)

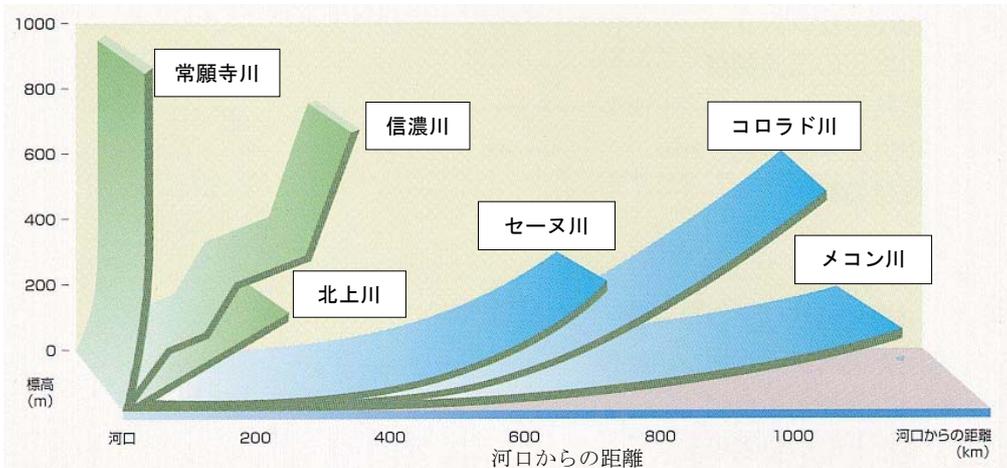
## 1. 災害に対して非常に脆弱な国土構造等

○我が国においては、国土面積の約1割にすぎない洪水氾濫区域に、5割の人口、4分の3の資産が集中。ひとたび洪水が発生すれば、被害は深刻なものとなる。



【日本の国土利用状況】

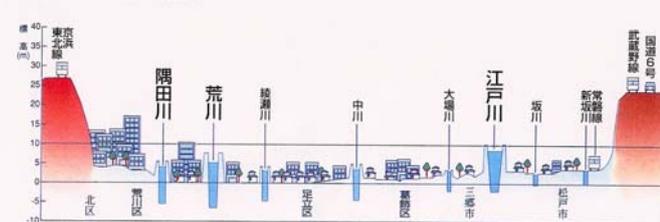
○日本の河川は急勾配のため、大雨が降れば上流から下流へと一気に流れ大きな被害をもたらす。



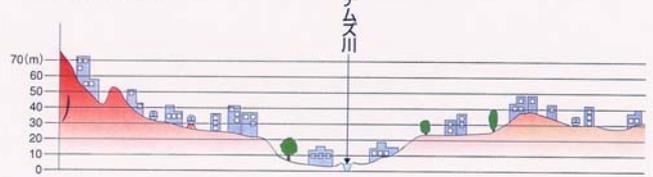
【わが国と諸外国の河川勾配比較】

○日本の都市の多くは、洪水時の河川水より低いところにあり、洪水の被害を受けやすい。

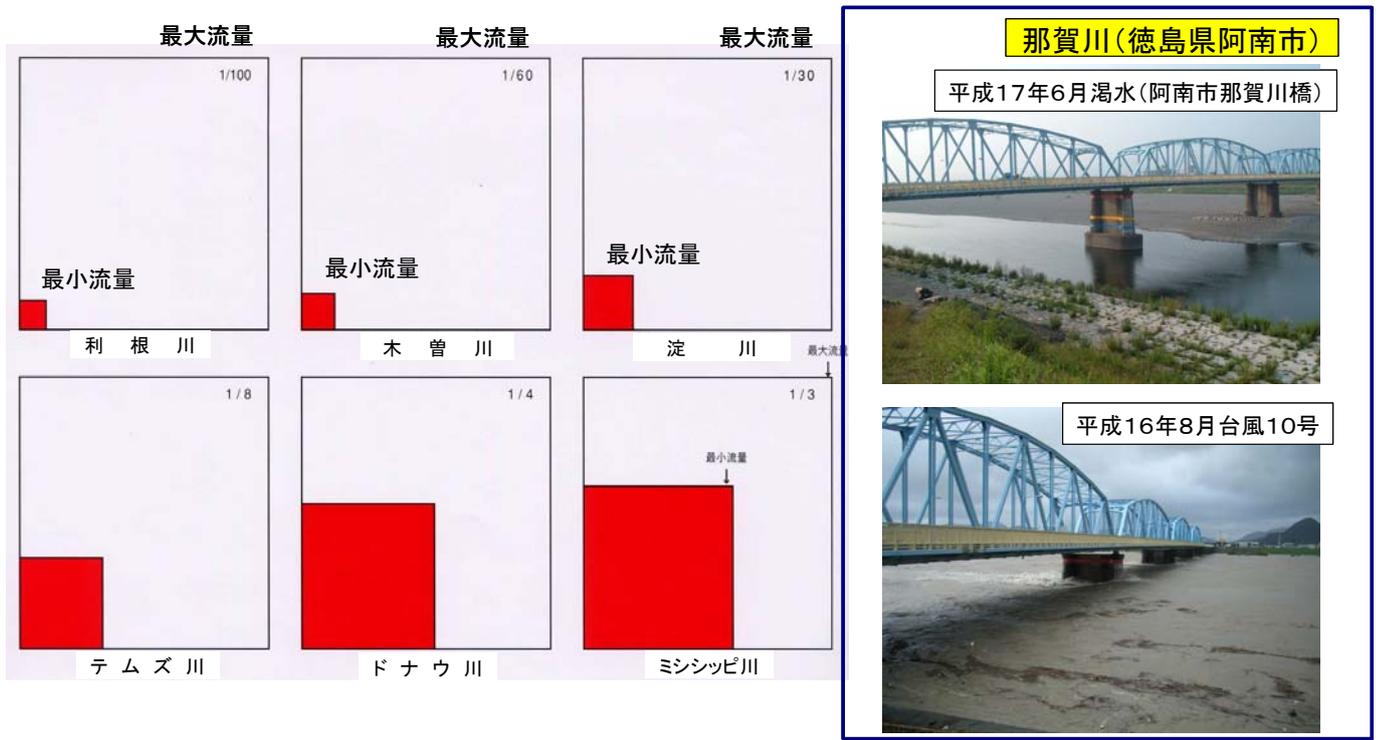
●東京と江戸川・荒川・隅田川



●ロンドンとテムズ川



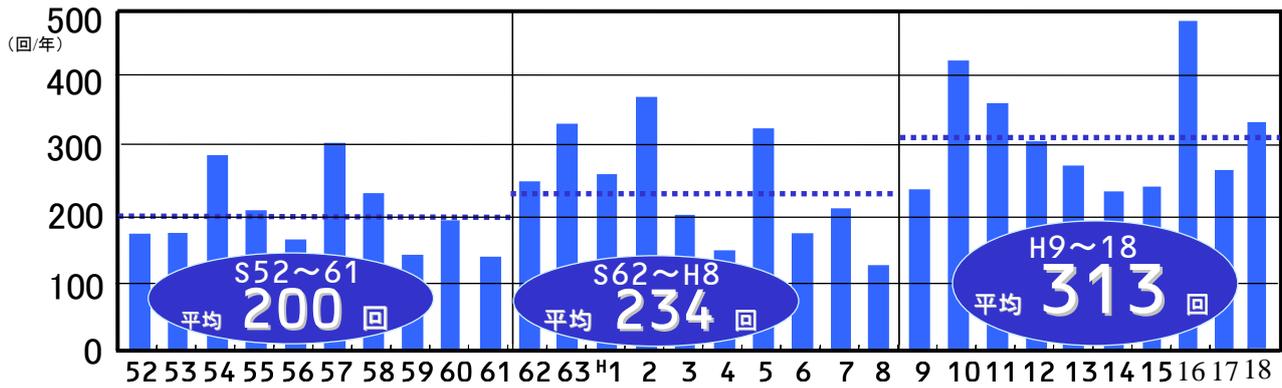
○日本の河川は、最大流量と最小流量の差が大きい。そのため、瞬時に大洪水となり、瞬時に水が減少する。



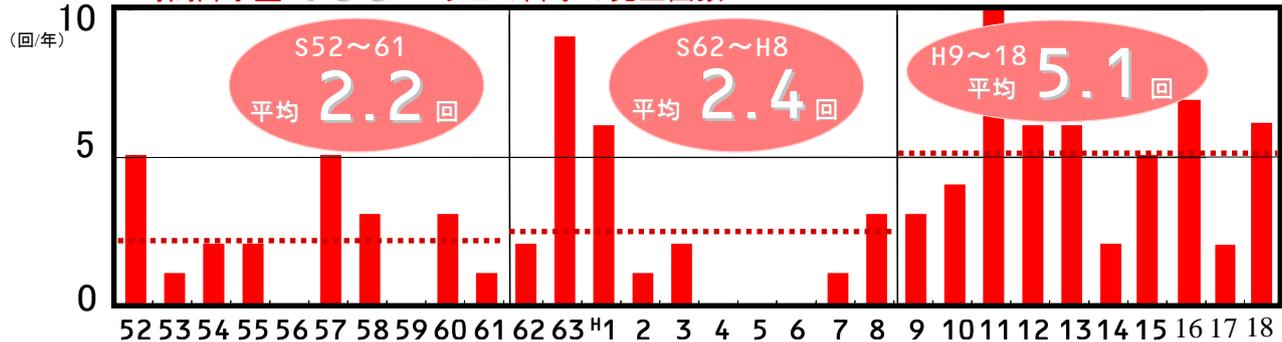
○1時間に50mmや100mmを超える集中豪雨が増加傾向にある。

1時間降水量の年間延べ件数  
(全国のアメダス地点 約1,300箇所より)

1. 1時間降水量 50 mm以上の降水の発生回数



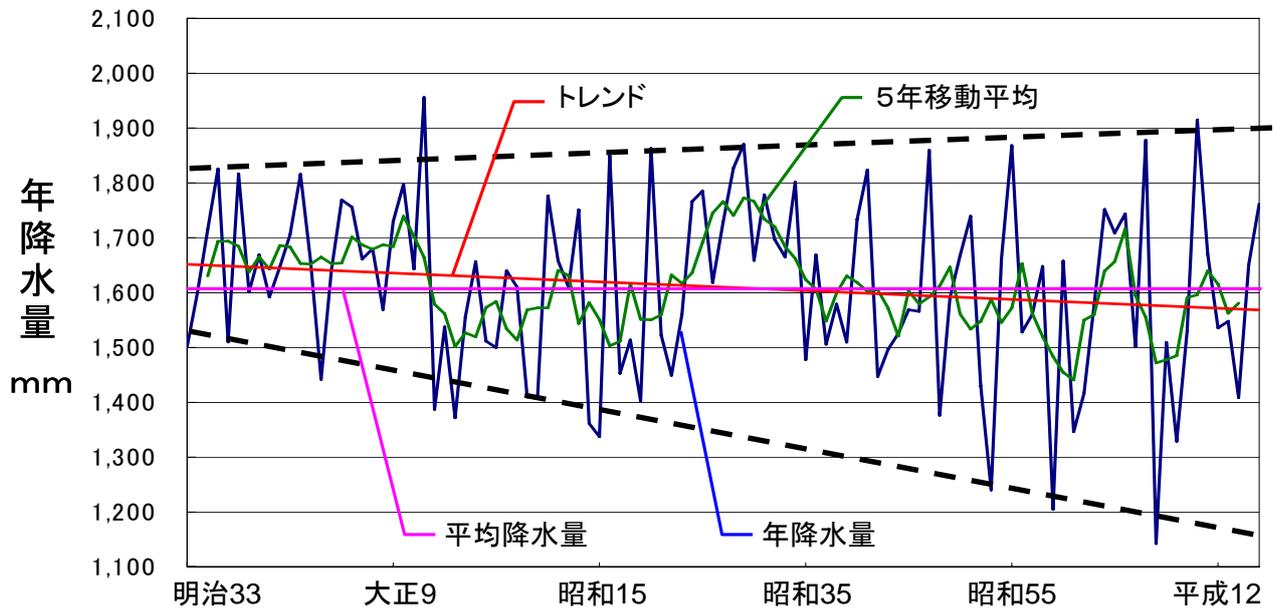
2. 1時間降水量 100 mm以上の降水の発生回数



資料) 気象庁資料より作成

○長期的に見ると少雨と多雨の変動が増大（治水上也利水上もリスクが増大）。

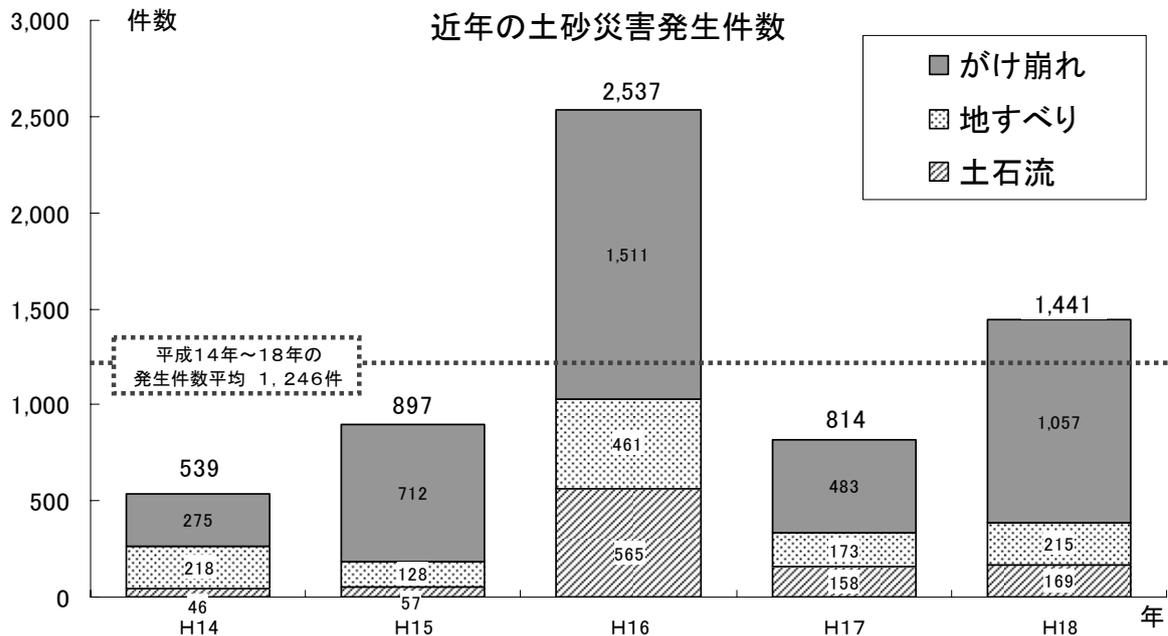
【日本の年降水量の経年変化】



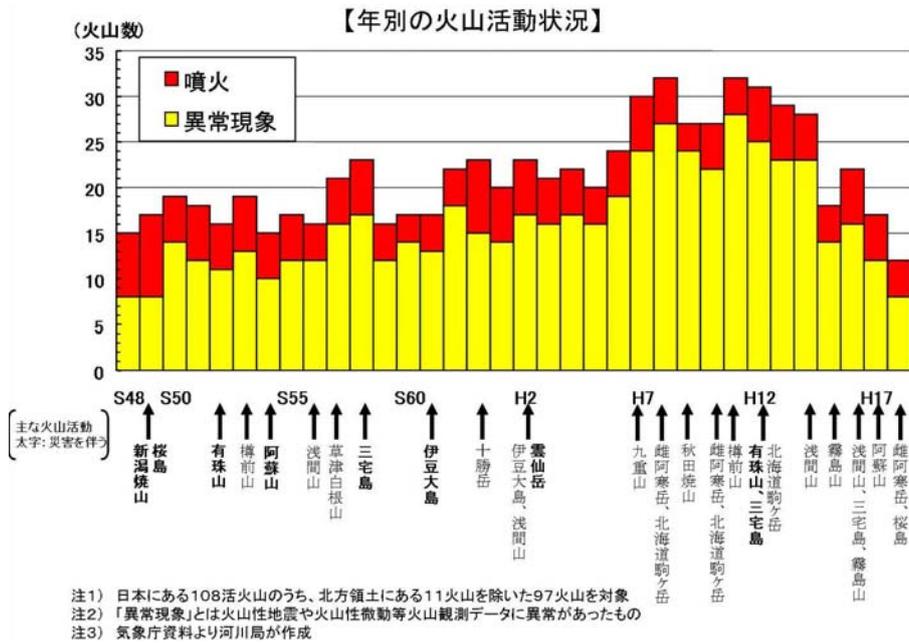
IPCC(気候変動に関する政府間パネル)による報告(抜粋) (2001年)  
 ・21世紀後半までに、北半球中・高緯度や南極では、**降水量の年々の変動も大きくなる可能性**がかなり高い。

出典：「日本の水資源」(国土交通省土地・水資源局水資源部)に河川局が加筆

○平成18年は全国46都道府県で1,441件の土砂災害が発生した。依然として多発する土砂災害に対する備えが急務となっている。

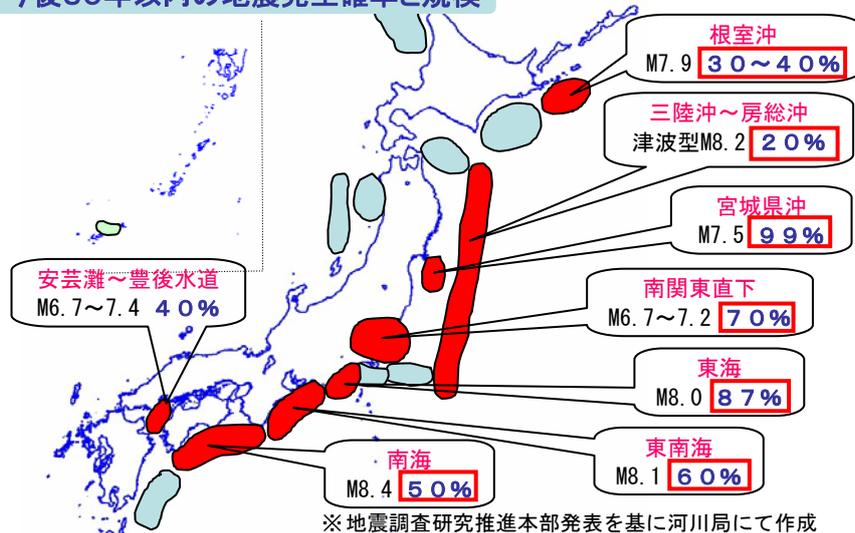


○我が国は、世界に占める国土面積は、0.25%であるにもかかわらず、マグニチュード6以上の地震回数は22.9%、活火山数は7.1%にもものぼる地震・火山大国である。毎年約20程度の火山活動を示すなど、活発に活動しており、火山噴火に伴う土砂災害対策への備えが急務となっている。



○いつ発生してもおかしくないと言われる東海地震や今世紀前半にも発生するおそれがあるとされている東南海・南海地震などの海溝型巨大地震や、発生すると甚大かつ広域の被害が想定される首都直下地震等の大都市を襲う直下型地震に備えるため、既存の施設を活用して、緊急的に防災機能を確保することが必要となっている。

**今後30年以内の地震発生確率と規模**



**〔過去の主な海溝型地震による被害〕**

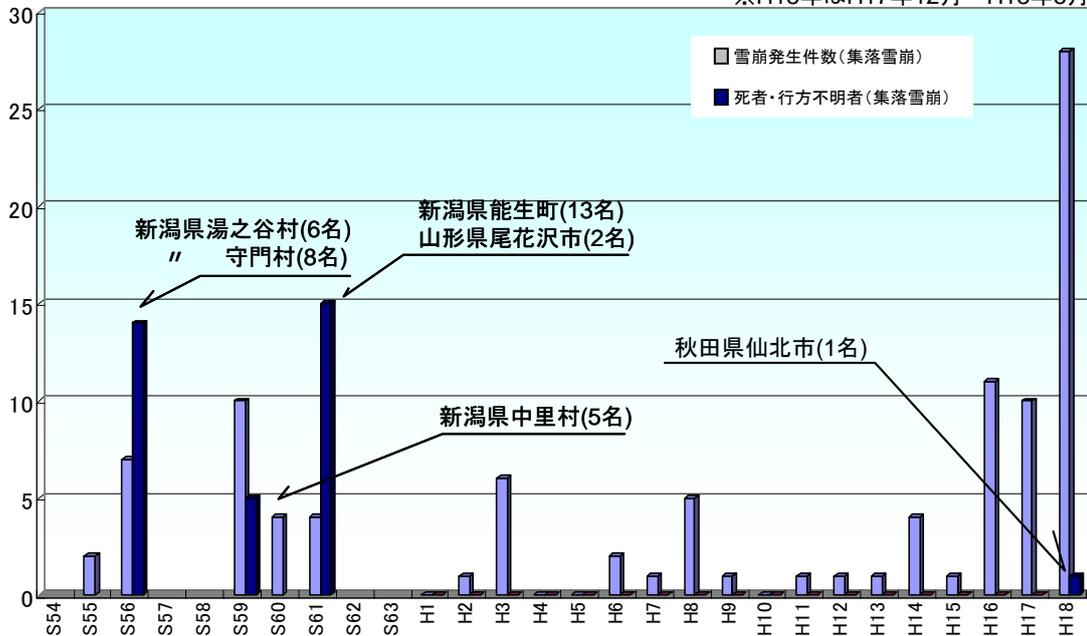
1703年	元禄地震(M8.1)	死者 約 10,000人
1707年	宝永地震(M8.6)	死者 5,049人
1854年	安政東海地震(M8.4) 安政南海地震(M8.4)	死者 2,658人
1896年	明治三陸地震津波(M8 1/2)	死者 約 22,000人
1923年	関東大震災(M7.9)	死者 約 142,000人
1933年	昭和三陸地震津波(M8.1)	死者 3,064人
1944年	昭和東南海地震(M7.9)	死者 1,251人
1946年	昭和南海地震(M8.0)	死者 1,330人

○記録的な豪雪であった平成18年は雪崩の発生件数が100件で、その内集落雪崩（人家周辺の雪崩）が28件発生しており、雪崩防止施設の整備等、雪崩に対する備えが重要である。

## 雪崩発生件数と死者数(集落雪崩)

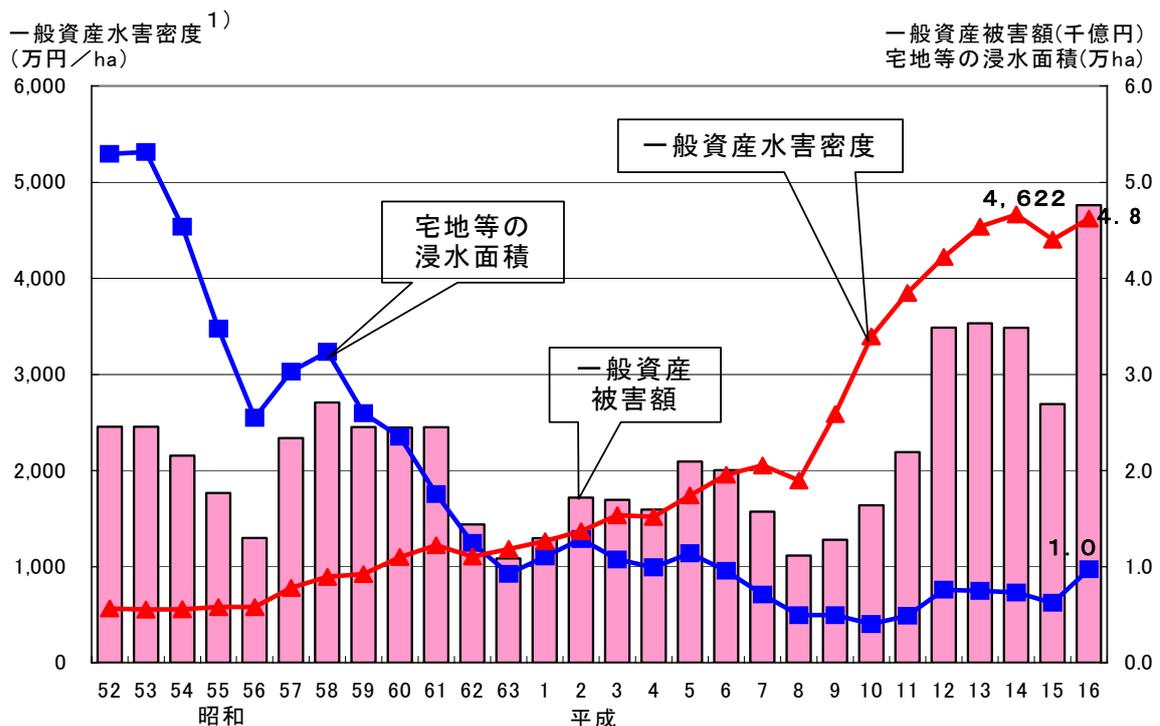
件数・人

※各年は暦年  
 ※H17年はH17年1月～H17年4月  
 ※H18年はH17年12月～H18年5月



※発生件数：河川局砂防部調べ

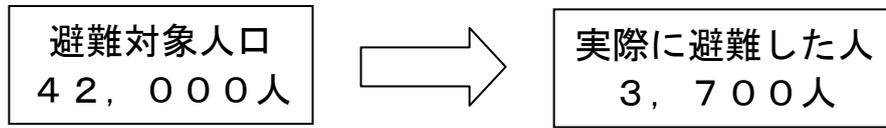
○治水施設の整備等により浸水面積は減ってきているが、都市化の進展により一般資産被害が増大。



- 被害額(万円)÷浸水面積(ha) (平成12年価格)
- 値は過去5箇年の平均値である
- 一般資産被害額及び水害密度には、営業停止損失を含む
- 国土交通省河川局「水害統計」より

○避難勧告等が発令されても避難しない住民が多数。全国では、発令の遅れが問題となる地域や適切な行動がとれない状況が発生。

<平成16年10月台風23号で甚大な被害が発生した円山川（兵庫県豊岡市）の例>



実際に避難した人の割合は1割程度という状況

○地下鉄・地下街などの地下空間利用の増加による浸水被害の増加



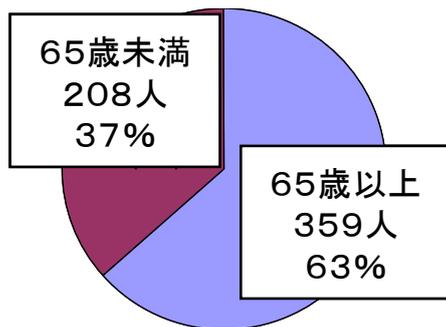
H15.7 地下施設浸水（福岡市）



H16.10 地下鉄ホーム浸水（東京 麻布十番駅）

○高齢者などの災害弱者が多数被災

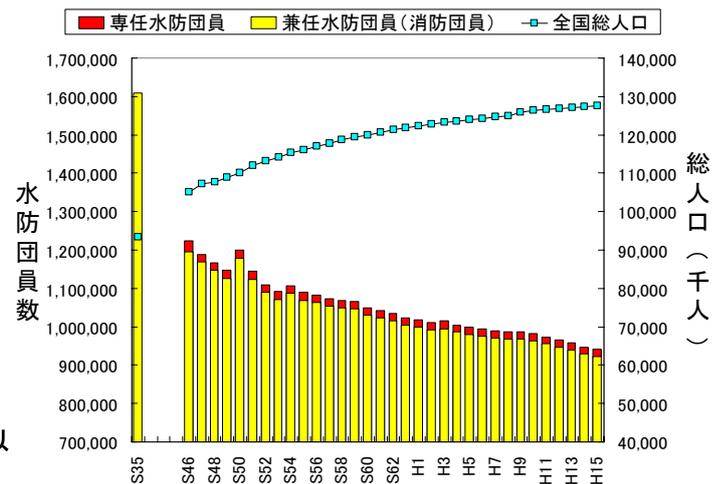
被災者に占める高齢者の割合



出典：消防庁HPに掲載されている平成16年(2004)以降の災害を集計(H18.9.21時点)

○旧来型のコミュニティの衰退、水防団員の減少と高齢化

水防団員数の推移



## 2. 平成18年に発生した水害・土砂災害

### ○ 全国各地で甚大な被害が発生

平成16年の度重なる台風の来襲、平成17年の大規模降雨による甚大な被害の発生に引き続き、平成18年も7月の梅雨前線による豪雨等により、各地で甚大な被害が発生。

平成18年の主な豪雨等による死者・行方不明者数は42名、住家被害は25,804棟。

### ○ 平成18年の主な災害による死者・行方不明者等

被災原因	時期	死者・行方不明者数	全壊・半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
梅雨前線による大雨	6/25～7/24	32	1558	347	2212	8427
台風13号と豪雨	9/15～19	10	673	11221	189	1177
合計	—	42	2231	11568	2401	9604

※消防庁発表資料より作成（平成19年1月11日現在）

### <平成18年7月豪雨>

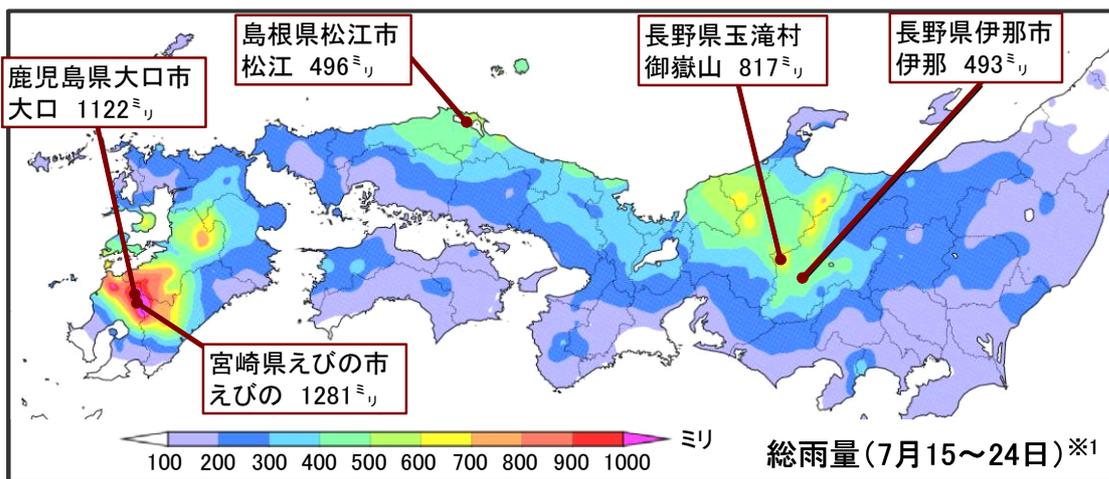
#### ○ 概況

7月15日から24日にかけて、九州から本州付近にのびた梅雨前線の活動が活発となり、長野県王滝村御嶽山で701ミリ、富山県立山町で678ミリとなる等、長野県、富山県では7月15日から21日までの7日間の総雨量が多いところで600ミリを超えた。

(15日～24日までの総雨量は御嶽山817ミリ、立山町816ミリ)

また、宮崎県えびの市で1,281ミリとなる等、九州地方では18日から24日までの7日間の総雨量が多いところで1,200ミリを超えた。

鹿児島県、熊本県、島根県、長野県では、総雨量が7月の月間平均雨量の2倍を超える記録的な大雨となり、長野県、鹿児島県、島根県などで死者・行方不明者数30名、床上浸水3,223棟、床下浸水5,049棟（7月15～24日）の被害が発生した。



- **長野県**  
3日間で約2ヶ月分の降雨量(7/17～19)
  - **島根県**  
4日間で約1ヶ月半分の降雨量(7/16～19)
  - **鹿児島県**  
4日間で約2ヶ月半分の降雨量(7/20～23)
- ※平年の7月の月間降水量から河川局算出

#### 主な被害状況(7月15～24日)<sup>※2</sup>

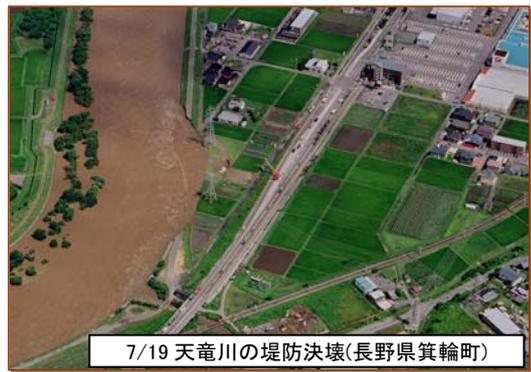
死者: 27名  
 行方不明者: 3名  
 床上浸水: 3,223棟  
 床下浸水: 5,049棟

※1 総雨量は気象庁発表資料より抜粋

※2 主な被害状況は消防庁発表資料  
 (平成18年7月28日18時現在)より抜粋

# ○水害及び土砂災害の状況

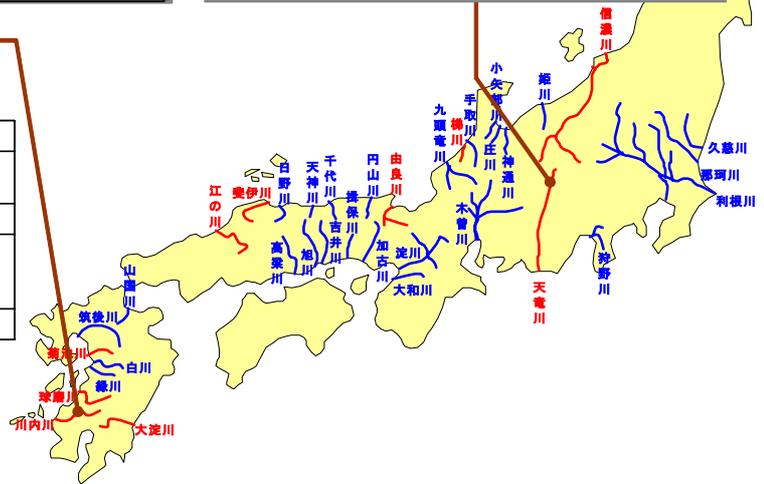
国管理区間では、はん濫危険水位を17河川、はん濫注意水位を59河川で超過



### 主な被害箇所

水系名	河川名	市町村名	浸水等被害戸数
天竜川	諏訪湖	長野県諏訪市、 下諏訪町、岡谷市	約1700戸
斐伊川	大橋川	島根県松江市	約1700戸
川内川	川内川	鹿児島県さつま町、 湧水町、大口市、 菱刈町、えびの市	約2300戸 流出等家屋損壊 約30戸
米之津川	米之津川	鹿児島県出水市	約1300戸

※浸水被害等は平成18年8月7日現在河川局調べ



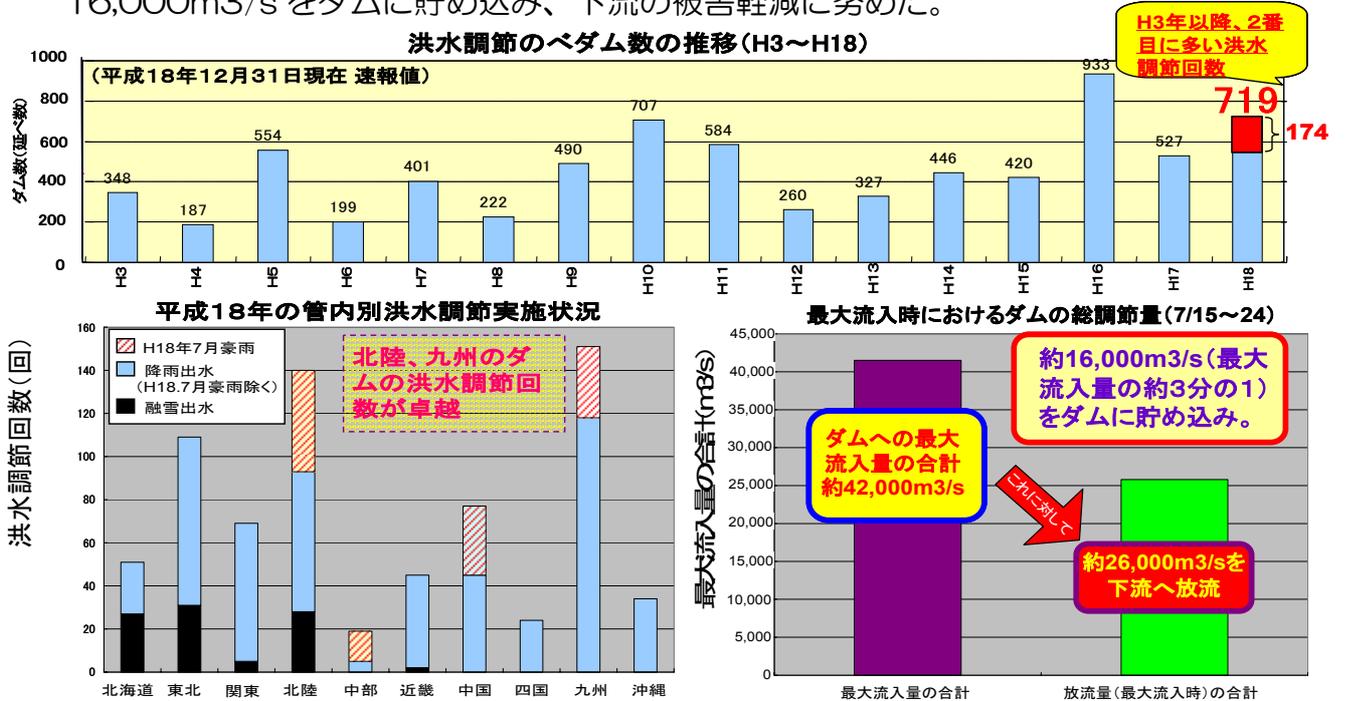
土砂災害は648件発生

(内570件で砂防えん堤等の施設なし。施設ありの78箇所では人的・家屋被害なし)  
死者は20名(6府県12箇所、いずれの箇所も砂防えん堤等は未整備)

土砂災害により人命被害が発生した府県

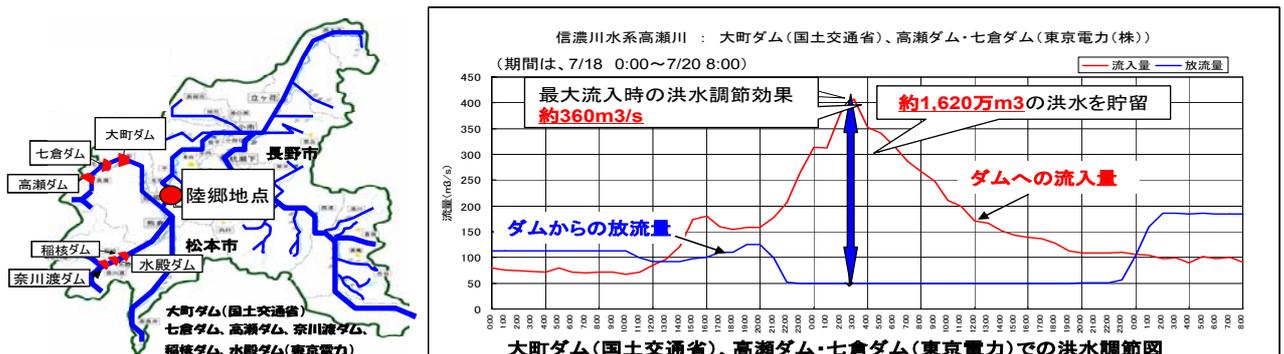
## ○国土交通省所管ダムにおける洪水調節実施状況について

10日間（7/15～24）で、延べ174ダムが洪水調節を実施。（今年度洪水調節（のべ）の約25%に相当）。最大流入量の合計約42,000m<sup>3</sup>/sのうち約16,000m<sup>3</sup>/sをダムに貯め込み、下流の被害軽減に努めた。



## ○犀川におけるダム群連携による洪水調節効果（長野県・犀川）

平成18年7月豪雨では、犀川において国土交通省の大町ダムと東京電力のダムが連携して洪水調節を実施。陸郷地点では、水位が上昇し避難判断水を突破していたが、この洪水調節により、越水被害を食い止めることが出来た。



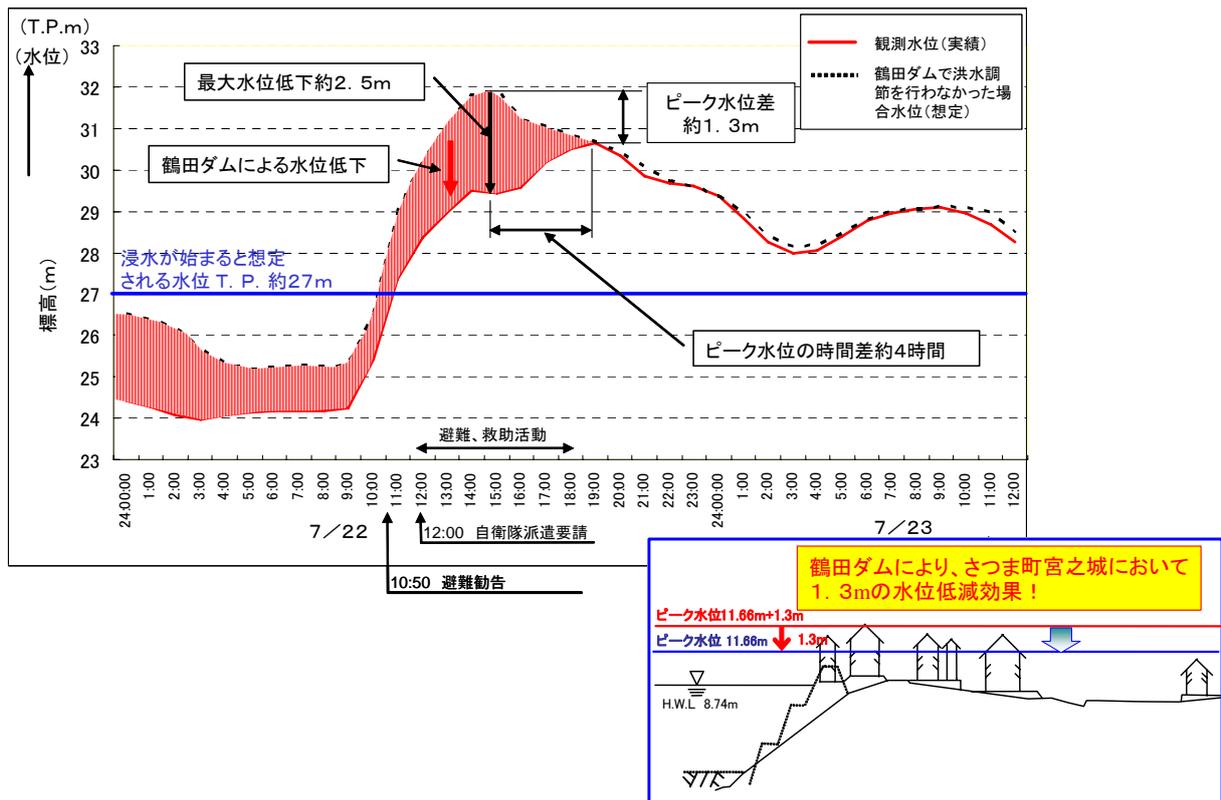
# ○川内川の被害状況

今回の出水において川内川の浸水戸数は約2,300戸に達した。



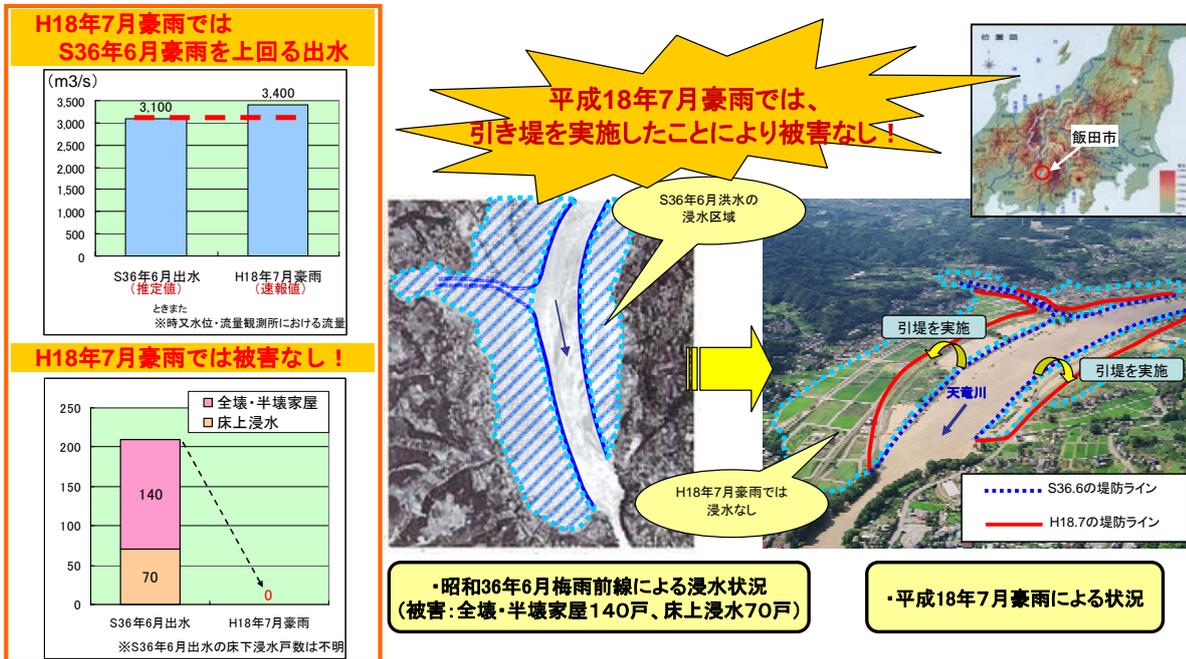
今回の出水において、鶴田ダムで約6,900万 m<sup>3</sup>（福岡ドーム約39個分）の洪水を貯留し、ダム下流で1.3mの水位低減効果を発揮した。

## 鹿児島県さつま町宮之城虎居地先<川内川宮之城観測所(37k700m)>



## ○河川改修の効果事例【天竜川（長野県飯田市）】

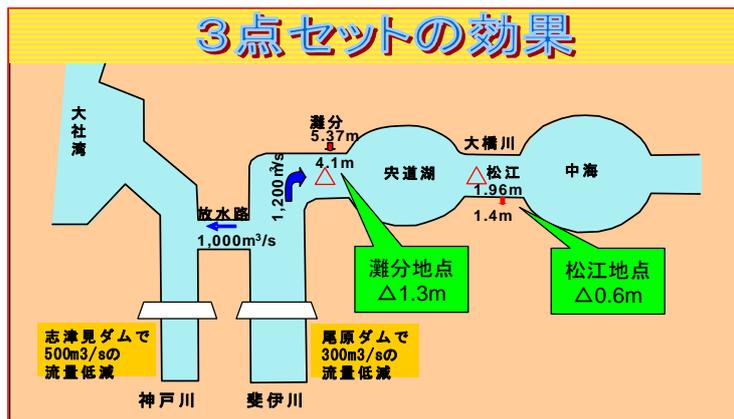
平成18年7月豪雨では、昭和36年6月梅雨豪雨を上回る流量を記録したが、治水対策事業（引堤等）が完成したことにより、越水による本川氾濫等、大災害の発生を防ぐことが出来た。



## ○未完成箇所被害事例【斐伊川・神戸川（島根県）】

平成18年7月豪雨により、松江市街地において205ha、1,702戸の浸水被害が発生。

治水3点セット（志津見ダム・尾原ダム、斐伊川放水路、大橋川改修）が完成していた場合、灘分地点では約1.3m、松江地点では約0.6m水位が低下することが期待され、灘分地点では計画高水位を超えず、松江市街地における浸水被害は無かったものと考えられる。



## ○砂防施設の効果事例

【球磨川水系川辺川 田口砂防えん堤（熊本県球磨郡五木村頭地地先）】

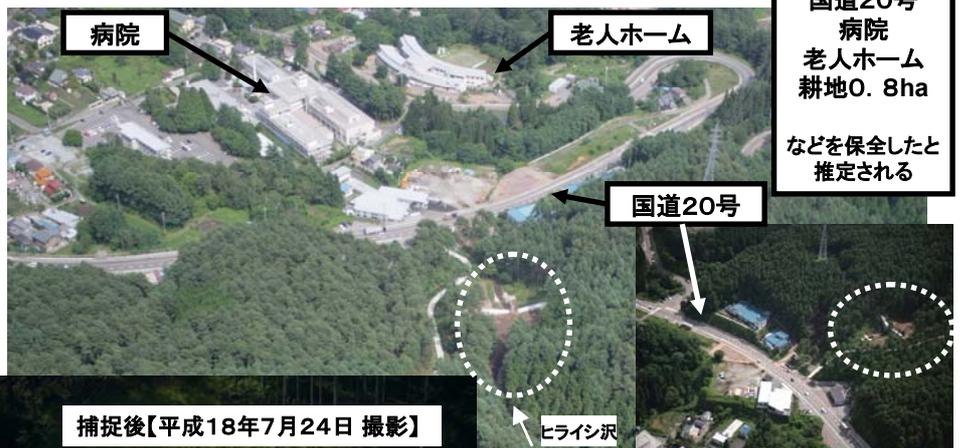
平成18年7月24日（梅雨前線豪雨）  
に発生した土石流を捕捉



- ・土石流や流木 約6,000m<sup>3</sup>を捕捉
- ・下流の民家等に**被害無し**

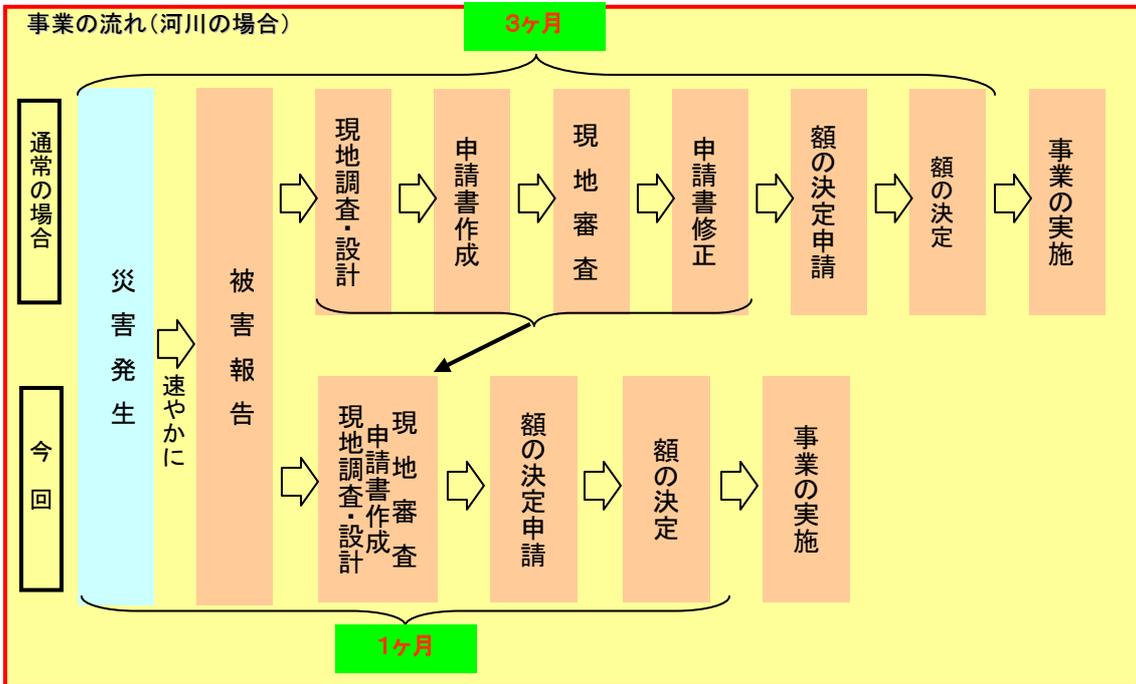
【天竜川水系大川 ヒライシ沢砂防えん堤（長野県岡谷市間下）】

平成18年7月18～19日（梅雨前線豪雨）に発生した土石流を捕捉



- ・土石流や流木 約2,000m<sup>3</sup>を捕捉
- ・下流の保全対象に**被害無し**

○本格的な台風シーズンを前に甚大な被害が発生したため、災害復旧事業採択までの期間を短縮



※応急工事（緊急災）は、被災後直ちに申請・採択

### 3. 新潟県中越地震における復旧状況

平成16年10月23日に、新潟県川口町において阪神・淡路大震災以来の最大震度7を観測し、旧山古志村（長岡市）において大規模な河道閉塞が発生した。同11月5日、国土交通省では、新潟県からの要請を受け緊急的に直轄砂防災害関連緊急事業で実施することを決定した。

現在、芋川では、2箇所の大規模な河道閉塞（寺野地区、東竹沢地区）や河道内に残る不安定土砂の安定化を図るため11箇所について直轄砂防事業を実施し、平成18年12月末に概成。また、平成18年度から直轄地すべり対策事業に新規着手し、地震やその後の融雪出水等によって荒廃した流域における土砂災害対策を推進しており、旧山古志村等被災地の着実な復旧・復興を支援していく。

〈 東 竹 沢 地 区 〉

〈 寺 野 地 区 〉



## 4. 大規模降雨災害対策検討会による提言【平成17年12月26日】

### 基本的認識

#### これまでの水害・土砂災害対策とまちづくり

- ・ これまでは治水・砂防関係施設の整備により、洪水氾濫や土砂災害そのものを発生させないための対策を推進
- ・ これにより、さまざまな土地利用を可能にする一方、水害・土砂災害対策とまちづくり等の連動は薄れてきたきらい

#### 近年の治水をとりまく状況

- ・ 気候変動等の影響により、集中豪雨等による被害が増加し、この傾向は今後も続く見込み
- ・ 限られた投資余力の中で、施設整備には時間がかかり、施設の整備途上で被災
- ・ 高齢化社会の到来等により、氾濫した場合の備えがますます必要

#### これまでの水害・土砂災害対策

洪水氾濫や土砂災害そのものを発生させない対策

あわせて

#### これまでの対策に加え新たに展開

氾濫等が発生した場合でも洪水氾濫域等で被害を最小化する対策

- 災害を受ける側が自らの生命や財産を守れるようにすることが重要
- 従来からの河川行政による対策だけでなく、まちづくりや住まい方、個々人の対応を含め、関係する様々な主体（都市計画、住宅、公園、下水道、道路等）により、総合的に取り組むことが重要

### 氾濫時等被害最小化策が目指すもの

氾濫等が発生している状況においても、できるかぎり人命を守ること、社会機能の継続・早期回復を図ることを主眼におき、以下のような地域形成を目指す

#### ① 氾濫時等も被害にあいにくい住まい方等へ転換する

#### ② 氾濫流制御施設により洪水氾濫等のエリアを拡大させない

- ・ 被害拡大の防止
- ・ 早期排水などの容易な復旧
- ・ 確実な避難のための避難者の少数化

#### ③ 確実かつ円滑な避難を可能にする

- ・ 氾濫時等にも機能する避難場所、避難路の確保
- ・ 確実な避難誘導のための情報作成・発信・流通

#### ④ 救援・復旧・復興を効果的に行えるようにする

- ・ 氾濫時等における基礎的公共施設、ライフライン等の機能維持
- ・ 氾濫時等にも機能する浸水等しない救援路、復旧路の確保

○ 氾濫域等における対策を効果的に進めるため、浸水被害を受けない高さの基準を共有

### 氾濫時等被害最小化策と治水施設等の整備との関係

治水施設等の整備と氾濫時等被害最小化策としての施設整備は、被害軽減効果、コスト、実現可能性、事業スピード等、施設の整備途上も含めた時間軸を入れた効果を評価し、最適バランスで整備

### 氾濫時等被害最小化策の進め方

市町村、河川管理者、砂防関係事業者及び各施設管理者等の関係機関が共同して、具体的な対策内容と危機管理行動計画をとりまとめ

（地域防災計画や各種地域計画に反映）

## 具 体 的 施 策

### 1. 被害にあいにくい住まい方への転換

- (1) まちづくりと連動した被害最小化策の推進  
ハザードマップ等の内容を都市計画に反映／災害危険区域等の土地利用規制
- (2) 浸水に強い建築構造等への誘導  
ピロティー化、止水壁の設置
- (3) 浸水被害を想定した機器等の配置、施設の利用
- (4) 浸水時における危険物の流出防止
- (5) 止水板・土嚢等の常備への誘導
- (6) 個々の地域の危険度が実感できる情報提供  
市街地での氾濫危険水位の表示／ハザードマップの充実
- (7) 現況の治水施設能力を考慮した地区毎の危険度の公表

### 2. 被害エリアの拡大を防止するための氾濫流制御

- (1) 被害エリアの拡大を防止するための氾濫流制御施設の整備  
二線堤の整備／鉄道、道路等の活用
- (2) 氾濫した場合の排水体制の強化  
排水ポンプ車等の資機材の緊急的な調達・相互融通

### 3. 迅速かつ確実な避難・救援の実現

- (1) 氾濫時等にも機能する避難場所の確保  
総点検による見直し／近隣のビルや道路（サービスエリア等）の利用
- (2) 氾濫時等にも機能する避難路・救援路の確保  
総点検による見直し／高架道路への緊急時のアクセス確保
- (3) 集落の孤立化への対応  
生命線となる重要交通網の土砂災害対策／情報連絡網の整備  
防災上重要な施設（市町村役場、医療関係施設、避難場所）の保全
- (4) 確実な避難誘導のための情報提供
  - ① 警戒避難に関する正しい知識の取得
  - ② 洪水発生時に注意を要する箇所等の危険情報の提供
  - ③ 受け手にとってわかりやすいハザードマップの充実  
形態別に浸水想定区域を表示／住民がとるべき行動を記載
  - ④ 浸水センサーの設置、浸水モニター制度の導入による氾濫域の浸水情報の収集
  - ⑤ 土砂災害に対する避難勧告の客観的な発令基準の設定  
地域防災計画に反映／アドバイザー制度の創設
  - ⑥ 土砂災害の発生予測情報や前兆現象等の提供による自主避難の支援
  - ⑦ 多様な手段を活用した情報提供の実施
- (5) 危機管理行動計画の策定

### 4. 復旧・復興も考慮した施設機能の維持

- (1) 氾濫時における基礎的公共施設、ライフラインの機能維持
- (2) 氾濫時等にも機能する救援路、復旧路の確保

### 5. 氾濫時等を想定した治水・砂防関係施設の整備等

- (1) 土地利用規制と一体的に実施する治水・砂防関係施設の整備
- (2) 総点検に基づく河川管理施設の弱点箇所に対する対策の実施
- (3) 河川と下水道の貯留施設等の最適運用
- (4) 砂防関係施設の整備の重点化  
災害時要援護者関連施設、避難所の安全確保対策等
- (5) 台風進路予想等を踏まえた事前の危機管理体制の確立
- (6) 大規模斜面崩壊への危機管理体制の確立

## 5. ゼロメートル地帯の高潮対策検討会による提言

【平成18年1月17日】

1200人以上の死者を出した昨年8月のハリケーン・カトリーナによる米国ニューオーリンズでの大規模な高潮災害を踏まえ、わが国のゼロメートル地帯の高潮対策のあり方について専門的な見地から検討を行い、提言としてとりまとめ。

### ゼロメートル地帯のこれまでの高潮対策と昨今の状況

#### これまでの高潮対策

- ・三大湾のゼロメートル地帯においては、伊勢湾台風級の台風を想定しハード整備を中心とした高潮対策を展開
- ・伊勢湾台風以後、甚大な災害はなく、高水準の安全性を前提とした経済社会活動が展開している背景を踏まえると、これまでの高潮対策は計画規模と進捗の度合いを総合的に勘案すれば概ね適切

#### 高潮対策を取り巻く昨今の状況

- ・防護施設の老朽化の進行、耐震性の不足
  - ・整備水準を超える高潮の発生、高潮と洪水による複合災害の発生の懸念
  - ・長期的には地球温暖化、台風の強大化の懸念
- ↓
- ・400万人以上が居住し、わが国の中枢機能を担う三大湾のゼロメートル地帯が一旦大規模浸水したとすれば、社会経済への打撃は膨大
  - ・わが国の存立が懸かっているという点で「国土防衛」として認識した危機管理対策が重要

### ゼロメートル地帯の今後の高潮対策の基本的方向

- ①これまでの高潮計画に沿って浸水防止に万全の対策を講じるため、防護施設の着実な整備及び信頼性の確保に最も重点を置くものの、
- ②不測の事態に備え大規模な浸水を想定した場合の被害最小化対策を講じること

### 進め方

- ・被害最小化対策は区市町村等様々な主体が実施。海岸・河川行政を担当する国・都府県はイニシアチブをとって適切に関与
- ・区市町村、海岸・河川管理者及び各施設管理者等の関係機関が共同して具体的な対策内容と危機管理行動計画をとりまとめ

三大湾以外のゼロメートル地帯についても、土地利用、人口・資産の集中の度合い等を勘案して、適切な対策が採られることを期待

## 推進すべき具体的施策

### 1. これまでの高潮計画に沿って浸水を防止するための万全の対策

- ①防護施設の着実な整備  
堤防護岸の老朽化・耐震対策、スーパー堤防の整備
- ②防護施設の信頼性の確保  
堤防護岸の耐震性、老朽化の再点検／緊急対策が必要な箇所を計画的整備
- ③平時の管理体制の強化

### 2. 大規模浸水を想定した被害最小化対策

#### (1) 浸水区域の最小化

- ①浸水区域の拡大を防止するための浸入水制御  
二線堤の整備／道路・鉄道の盛土部分、河川堤防等の活用
- ②浸水した際の速やかな排水の確保
- ③高潮防護施設の迅速な復旧の確保

#### (2) 浸水時でも被害に遭いにくい住まい方への転換

- ①個々の地域の危険度が実感できる情報提供  
高潮ハザードマップ作成促進／市街地内での水位情報表示
- ②まちづくりと連動した被害軽減策への誘導  
無対策のまま居住しないよう災害危険区域の指定等の実施
- ③個人や事業者等による浸水被害の備えへの誘導

#### (3) 迅速かつ確実な避難・救援の実現

- ①浸水時にも機能する避難場所・避難路の確保
- ②的確な避難誘導のための情報提供
- ③危機管理行動計画の策定等

#### (4) 迅速な復旧・復興を考慮した施設機能の維持等

- ①ライフライン等の浸水時における機能維持
- ②港湾等における適切な係留船等の管理による流出防止
- ③臨海部における有害物質の流出防止

### 3. 高潮防災知識の蓄積・普及

### 4. 高潮災害に関する更なる安全に向けての検討課題

- ・高潮防護施設の外力に対する構造的な耐力の評価／維持管理点検手法の高精度化
- ・沿岸域の防災に関わる制度面（税制、保険制度を含む）等の各種調査研究

## 6. 地球規模の自然災害の変化に対応した災害軽減のあり方について

近年、地震、津波、台風等の大規模な自然災害が我が国に限らず世界各地で頻発している。また、世界的に気候変動による、異常多雨、異常少雨の増加や、海水面の上昇などが指摘されるなど地球規模での自然環境の変化が急速に進みつつあることが指摘されている。また、少子化、高齢化の進展等による災害弱者が増加する一方で、我が国では人口減少の時代を迎えつつあるなど社会環境も従来と大きく変わりつつある。これらの状況を踏まえると、今後起こりうる災害の態様は大きく変化するものと想定されることから、以下の点について、国土交通大臣より日本学術会議に諮問（平成18年6月15日）。

### ○諮問内容（抄）

#### 『地球規模の自然災害の変化に対応した災害軽減のあり方について』

- ①災害をもたらす地球規模の自然環境の変化や我が国における社会環境の変化等を踏まえ、今後想定される災害の態様を分析。
- ②今後想定される災害の態様を踏まえ、それらが社会、経済に与える影響を抽出。国土構造や社会システムの中で、災害に対する脆弱性がどの部分に存在するのかを評価。
- ③自然環境や社会環境の変化を踏まえ、効率的、効果的に災害を軽減するための今後の国土構造や社会システムのあり方等について検討。

### ○背景

- ①日本学術会議において、「地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会」を設置（H18.2.13～H19.3.31）
- ②日本学術会議では、新たな方針として、今後、社会的な関心事にも積極的に取り組み、学術会議として社会に提案していきたいとの意向

- 1)日本学術会議は、『国内の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国の内外に対して発信する我が国の代表機関』であり、検討した結果を広く社会に発信してもらうことが、防災行政の円滑な推進の観点からも意義深いもの。
- 2)今後の長期的な地球規模の気候変動が指摘されている一方で、少子化、高齢化の進展等による災害弱者の増加等の社会環境も変化。このような状況下で起こりうる災害の態様と災害に対する脆弱性がどこにあるのかを評価し、今後の防災対策に反映していくことが必要。

## 7. 森林の水源涵養機能について

わが国の森林面積は国土面積の約7割を占め、過去100年間で大きな変化はなく、その比率は、欧米に比べ高い。こうした豊かな森林が存在しているにもかかわらず洪水や渇水が頻発している。

森林の洪水緩和機能については、中小洪水に一定の効果をもつものの、治水計画の対象となるような大雨の際には、森林域からも降雨はほとんど流出する（平成16年夏に全国各地で発生した集中豪雨や台風では、樹木を巻き込んだ山崩れが多数発生しており、このような場合には、森林の洪水緩和機能は望むべくもない）。

一方、水利用の観点からは、森林の増加は樹木からの蒸発散量を増加させ、むしろ、渇水時には河川への流出量を減少させる場合がある。

日本学術会議<sup>※</sup>答申(平成13年11月)において、森林の多面的な機能を評価する一方で、以下のとおり、森林の水源涵養機能(洪水緩和機能等)の限界についても指摘している。

- ・ 治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。
- ・ 森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。
- ・ 流況曲線上の渇水流量に近い流況では（すなわち、無降雨日が長く続くと）、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかなりの水を消費するからである。
- ・ あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。

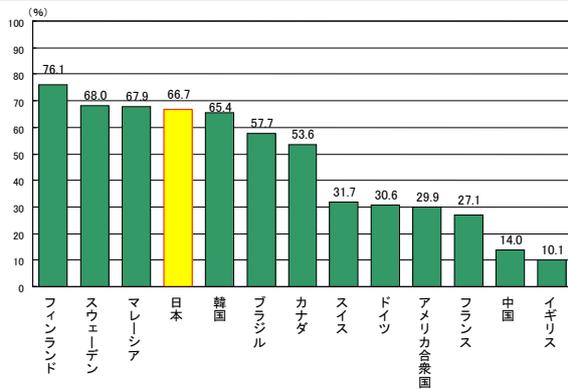


図-1 森林面積率の国際比較 出典：「世界の統計1996年版」（総務庁統計局）をもとに作成

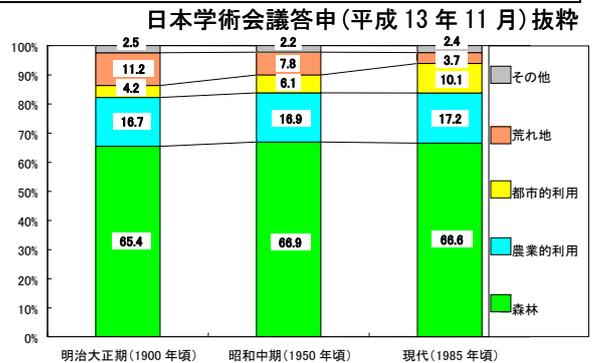


図-2 国土利用の変化 出典：アトラス 日本列島の環境変化

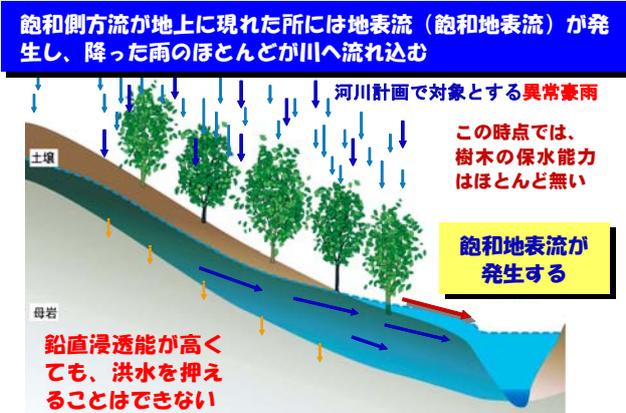


図-3 大雨時の森林斜面からの流出量 (東京大学名誉教授・福島大学教授 虫明功臣「森林斜面から渓流や河川への流出過程」より)



図-4 豪雨により樹木を巻き込んだ山崩れが発生 (H16.8 徳島県)

※ 日本学術会議：人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関 昭和24年に内閣総理大臣の所轄下に「特別の機関」として設置され、中央省庁再編に伴い、総務省に設置

## 8. 国土交通省政策評価基本計画に基づく政策目標毎の予算

区 分	
<b>○暮らし</b>	
目標2	バリアフリー社会の実現
目標3	子育てしやすい社会の実現
目標4	住環境、都市生活の質の向上
目標5	アメニティ豊かな生活環境の形成
目標6	良質で安全な水の安定した利用の確保
<b>○安全</b>	
目標7	水害等による被害の軽減
目標8	地震・火災による被害の軽減
<b>○環境</b>	
目標14	良好な自然環境の保全・再生・創出
目標15	良好な水環境への改善
目標16	循環型社会の形成
<b>○活力</b>	
目標22	地域間交流・観光交流等内外交流の推進
<b>○共通の政策課題</b>	
目標27	IT革命の推進
	小 計
<b>○共通の経費等</b>	
	合 計

(注) 1. 本表には、道路関係社会資本、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業、  
2. 本表は、河川局関連の目標のみを抜粋している。

### 《関連するアウトカム指標》

#### ○暮らし

- 目標3 ・自然体験活動拠点数
- 目標4 ・都市空間形成河川整備率
- 目標5 ・人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長  
・都市域における水と緑の公的空間確保量
- 目標6 ・河川の流量不足解消指数  
・河川における汚濁負荷削減率

#### ○安全

- 目標7 ・洪水による氾濫から守られる区域の割合  
・床上浸水を緊急に解消すべき戸数  
・流下能力不足橋梁数  
・ハザードマップ認知率  
・土砂災害から保全される戸数  
・土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数<sup>※</sup>  
・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積
- 目標8 ・地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消

※:社会資本整備重点計画では災害時要援護者は災害弱者と記載

(単位:百万円)

平成19年度		前年度		倍率	
事業費 (A)	国費 (B)	事業費 (C)	国費 (D)	事業費 (A/C)	国費 (B/D)
93,062	58,129	105,342	66,153	0.88	0.88
7,115	3,988	9,011	4,849	0.79	0.82
1,723	836	2,493	1,226	0.69	0.68
32,557	18,508	37,020	21,531	0.88	0.86
13,871	8,995	15,574	10,170	0.89	0.88
37,796	25,802	41,244	28,377	0.92	0.91
1,225,829	744,932	1,257,659	763,426	0.97	0.98
1,184,739	722,545	1,216,077	741,304	0.97	0.97
41,090	22,387	41,582	22,122	0.99	1.01
94,474	62,101	103,797	68,125	0.91	0.91
74,442	49,654	79,997	53,735	0.93	0.92
10,877	6,987	12,833	8,033	0.85	0.87
9,155	5,460	10,967	6,357	0.83	0.86
34,688	21,735	36,973	23,133	0.94	0.94
34,688	21,735	36,973	23,133	0.94	0.94
17,652	10,493	14,177	8,453	1.25	1.24
17,652	10,493	14,177	8,453	1.25	1.24
1,465,705	897,390	1,517,948	929,290	0.97	0.97
1,378	25,870	1,446	28,681	0.95	0.90
1,467,083	923,260	1,519,394	957,971	0.97	0.96

下水道関連特定治水施設整備事業を含んでいる。

## ○環境

- 目標14
- ・失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合
  - ・失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合

## ○活力

- 目標22
- ・地域に開かれたダム、ダム湖活用者数

## ○共通の政策課題

- 目標27
- ・公共施設管理用光ファイバー等收容空間ネットワークの延長

9. 直轄・補助別事業費・国費総括表

区 分		平成19年度	
		事業費 (A)	国費 (B)
国土基盤河川	直轄	685,080	483,932
地域河川	補助	( 358,537 ) 320,858	( 189,721 ) 169,935
	砂防	( 221,926 ) 221,086	( 140,465 ) 140,031
急傾斜地崩壊対策	直轄	95,988	68,594
	補助	( 125,938 ) 125,098	( 71,871 ) 71,437
	直轄	( 41,688 ) 41,338	( 21,025 ) 20,850
	補助	42	42
総合流域防災	補助	( 41,646 ) 41,296	( 20,983 ) 20,808
	補助	( 122,615 ) 120,222	( 62,519 ) 61,214
海岸	直轄	35,859	24,220
	直轄	10,687	10,687
	補助	25,172	13,533
(独)土木研究所	直轄	1,378	1,378
小 計		( 1,467,083 ) 1,425,821	( 923,260 ) 901,560
	直轄	793,175	564,633
	補助	( 673,908 ) 632,646	( 358,627 ) 336,927

- (注) 1. 国費には前年度剰余金等として平成19年度17,476百万円、前年度14,162百万円を含む。  
2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成19年度53,132百万円、前年度46,503百万円)国費(平成19年度1,425,821百万円、前年度1,467,083百万円))及び特定治水施設等整備事業(平成19年度1,425,821百万円、前年度1,467,083百万円)の額である。  
3. 上段( )書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。  
4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。  
5. 「国土基盤河川」には建設機械整備費(事業費(平成19年度2,933百万円、前年度2,614百万円)国費(平成19年度1,425,821百万円、前年度1,467,083百万円))及び、事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として前年度7,800百万円がある。

区 分		平成19年度	
		事業費 (A)	国費 (B)
<b>(再掲)</b>			
治山治水		1,368,267	869,075
	直轄	740,899	534,405
	補助	627,368	334,670
治水		1,268,700	813,773
	直轄	730,170	523,676
	補助	538,530	290,097
海岸		35,859	24,220
	直轄	10,687	10,687
	補助	25,172	13,533
急傾斜地崩壊対策等		63,708	31,082
	直轄	42	42
	補助	63,666	31,040
<b>都市水環境整備事業</b>		57,554	32,485
	直轄	52,276	30,228
	補助	5,278	2,257
<b>特定治水施設等整備事業</b>		41,262	21,700
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	補助	17,569	9,200
下水道関連特定治水施設整備事業	補助	23,693	12,500
<b>小 計</b>		1,467,083	923,260
	直轄	793,175	564,633
	補助	673,908	358,627
<b>災害復旧関係事業</b>		61,952	50,602
	直轄	20,099	20,099
	補助	41,853	30,503
災害復旧		41,637	35,037
	直轄	17,209	17,209
	補助	24,428	17,828
災害関連		20,315	15,565
	直轄	2,890	2,890
	補助	17,425	12,675
<b>合 計</b>		1,529,035	973,862
	直轄	813,274	584,732
	補助	715,761	389,130

(注) 1. 国費には前年度剰余金等として平成19年度17,476百万円、前年度14,162百万円を含む。

2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成19年度53,132百万円、前年度46,503百万円)国費  
また、事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として前年度7,800百万円がある。

(

(単位：百万円)

前年度		倍率	
事業費 (C)	国費 (D)	事業費 (A/C)	国費 (B/D)
700,597	496,797	0.98	0.97
( 378,859 ) 336,981	( 201,288 ) 179,354	( 0.95 ) 0.95	( 0.94 ) 0.95
( 227,423 ) 226,613	( 145,559 ) 145,136	( 0.98 ) 0.98	( 0.97 ) 0.96
96,381	69,813	1.00	0.98
( 131,042 ) 130,232	( 75,746 ) 75,323	( 0.96 ) 0.96	( 0.95 ) 0.95
( 42,714 ) 42,462	( 21,565 ) 21,439	( 0.98 ) 0.97	( 0.97 ) 0.97
42	42	1.00	1.00
( 42,672 ) 42,420	( 21,523 ) 21,397	( 0.98 ) 0.97	( 0.97 ) 0.97
( 131,075 ) 128,171	( 66,303 ) 64,778	( 0.94 ) 0.94	( 0.94 ) 0.94
37,280	25,013	0.96	0.97
10,634	10,634	1.00	1.00
26,646	14,379	0.94	0.94
1,446	1,446	0.95	0.95
( 1,519,394 ) 1,473,550	( 957,971 ) 933,963	( 0.97 ) 0.97	( 0.96 ) 0.97
809,100	578,732	0.98	0.98
( 710,294 ) 664,450	( 379,239 ) 355,231	( 0.95 ) 0.95	( 0.95 ) 0.95

平成19年度28,265百万円、前年度25,400百万円) ) を含んだ額である。

地域河川は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。  
平成19年度1,668百万円、前年度1,500百万円) ) を含む。

(単位：百万円)

前年度		倍率	
事業費 (C)	国費 (D)	事業費 (A/C)	国費 (B/D)
1,413,696	900,699	0.97	0.96
755,143	547,989	0.98	0.98
658,553	352,710	0.95	0.95
1,310,697	843,314	0.97	0.96
744,467	537,313	0.98	0.97
566,230	306,001	0.95	0.95
37,280	25,013	0.96	0.97
10,634	10,634	1.00	1.00
26,646	14,379	0.94	0.94
65,719	32,372	0.97	0.96
42	42	1.00	1.00
65,677	32,330	0.97	0.96
59,854	33,264	0.96	0.98
53,957	30,743	0.97	0.98
5,897	2,521	0.90	0.90
45,844	24,008	0.90	0.90
17,955	9,458	0.98	0.97
27,889	14,550	0.85	0.86
1,519,394	957,971	0.97	0.96
809,100	578,732	0.98	0.98
710,294	379,239	0.95	0.95
60,686	50,602	1.02	1.00
18,866	18,866	1.07	1.07
41,820	31,736	1.00	0.96
42,083	34,871	0.99	1.00
15,976	15,976	1.08	1.08
26,107	18,895	0.94	0.94
18,603	15,731	1.09	0.99
2,890	2,890	1.00	1.00
15,713	12,841	1.11	0.99
1,580,080	1,008,573	0.97	0.97
827,966	597,598	0.98	0.98
752,114	410,975	0.95	0.95

平成19年度28,265百万円、前年度25,400百万円) を含んだ額である。

河川局関係施策の詳しい内容やリアルタイムの河川情報については、以下のホームページでご覧になれます。

<河川局ホームページ>

<http://www.mlit.go.jp/river/>

<川の防災情報>（全国のリアルタイム雨量・水位などの情報を提供）

<http://www.river.go.jp>

<http://i.river.go.jp>（携帯電話）